

健 康 福 祉 委 員 会 記 録

日 時	令和5年9月28日(木) 午前10時07分～午前11時09分 午前11時18分～午前12時03分 午後01時00分～午前02時01分 午後02時09分～午後03時17分 午後03時27分～午後04時46分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎桜田慎太郎 ○後藤浩一郎 伊藤 誠 北村 和之 田中 晋 林 紗絵子 古川 隆史 武藤美津江 渡邊 晋宏
委員外出席者	(傍聴) 若狭 朋広
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長(加藤雅美) 健康医療部長(高橋裕之) 健康医療部理事(吉田みどり) 健康医療部理事(沖本由季) 健康医療部理事(小倉孝之) 健康医療部保健所長(山崎彰美) 次長兼高齢者支援課長(宮本さなえ) 高齢者支援課副参事(吉田成利) 健康政策課長(大西佑作) 地域包括支援課長(恒岡真由美) 地域包括支援課専門監(竹本智子) 地域保健課長(星 裕子) 健康増進課長(浅野美穂子) 健康増進課副参事(増田貴史) 保険年金課長(大滝修一) 地域医療推進課長(梅澤貴義) 医療公社管理課長(橋爪秀直) 保健予防課長(小倉恵美) 生活衛生課長(小野健司) 生活衛生課主査(大館亮平) 福祉部長(谷口恵子) 次長兼障害福祉課長(渡辺清一) 障害福祉課副参事(野村 聡) 障害福祉課主幹(立花正志) 福祉政策課長(虻川純子) 福祉政策課主幹(高橋志布) 生活支援課長(矢部裕美子) その他関係職員

○

午前 10 時 7 分開会

○委員長 ただいまから健康福祉委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10人を超えた場合には当委員会室に傍聴者全員が入ることはできません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順によることといたします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部をお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないように御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねてお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、定期的に休憩を入れ、換気を行いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う際はくれぐれも一般質問とはならないよう御注意願います。

議案第1区分、議案第15号、令和4年度柏市一般会計歳入歳出決算、当委員会所管分について、議案第16号、令和4年度柏市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第18号、令和4年度柏市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第19号、令和4年度柏市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第23号、令和4年度柏市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第24号、令和4年度柏市病院事業会計利益の処分及び決算の認定についての6議案を一括して議題といたします。

本6議案について質疑があれば、これを許します。

○武藤 決算報告書の53ページから順次いきます。民生委員児童委員の活動支援・研修事業6,374万円ですが、資質向上の研修参加の研修会が令和3年度と比べて減っ

ていますが、昨年と比べて全体の民生委員児童委員が減っているのでしょうか。

○福祉政策課長 民生委員の研修の人数が少ないというお話をいただきました。民生委員数は、令和3年度は、令和4年度の12月に改選を行いました。改選前は541名民生委員がいらっしやったのですが、改選を経て実は一回501名まで減っております。現在は、540名程度まで追加の民生委員の委嘱がございました。ただ、実際に人数も減っておりますが、研修参加の人数が減りましたのは、令和3年度から令和4年度に、こちらの研修は県の民児協のほうで便宜を決めるのですが、ウェブ開催だったものがウェブ開催がなくなり、参集になって人数が絞られてしまったことが1つ大きな要因になっております。以上です。

○武藤 民生委員、児童委員の確保について何か工夫をしているところはありますか。

○福祉政策課長 民生委員に関しましては、民生委員児童委員は各町会に、主任児童委員はふるさと協議会に推薦をお願いしています。確かに非常に今高齢になってもお仕事を続けられたり、夫婦共稼ぎなどの御家庭も増えたことから、民生委員の成り手が少ないのは実情でございます。ただ、そういったこともありましたので、民生委員改選12月なんですけど、令和3年度から町会を各担当の職員のほうで回らせていただいて御説明をさせていただいた結果、実は民生委員の改選でいくと前回の改選よりも当初の推薦数のほうは増えているという、割合としては増えているという状況にまでなっております。以上です。

○武藤 大事なお仕事をやっていただいている方なので、ぜひこれからも確保については工夫して行っていただきたいと思います。

社会福祉協議会の支援事業に3億1,868万円です。地域活動拠点強化事業として令和4年度、増尾近隣センターに地域いきいきセンターが設置されて、9か所になっています。全ての近隣センターにいきいきセンターを設置する予定でしょうか。

○福祉政策課長 このいきいきセンター、令和4年度11月に、増尾の近隣センターではなく、これはほのぼのプラザ内に開設をいたしました。そういった形で、全て近隣センターの中ということではなく、増尾ですとほのぼのプラザなど、地域の拠点のところに開設をしております。今年度は5月に新田原近隣センター内に開設をいたして、今10か所となっております。今後の予定に関しましては、こちら社協のほうの事業なのですが、社協のほうでも今後の展開考えているということなので、そちらのほうはまた社協とも協力しながらやっていきたいと思っております。以上です。

○武藤 地域包括センターとの連携はどうなっていますか。

○福祉政策課長 こちらは包括支援センターとはちょっと離れた場所にはなってしまいましたが、増尾は同じ場所なんですけれども、今どうしても地域包括支援センターとは連携を強めていかなければならないところがございます。例えばもともとの連携もあるんですけれども、そのほか例えばテレビ電話を利用しての連携などもして強化をしております。以上です。

○武藤 テレビ電話という新しいものも使って地域包括センターとの連携を強めていくということでしたので、これからもよろしくをお願いします。

次に、55ページです。自殺予防対策事業に1,566万円です。居場所づくりに関するモデル事業で昨年は2,500部だったリーフレットを令和4年度は3,500部に増刷していますが、どのように活用しているのでしょうか。また、3,500部で足りているのでしょうか。

○福祉政策課長 こちら昨年度はリーフレット、居場所づくりに関するモデル事業としまして相談窓口を紹介したパンフレット、リーフレットを2,500部作成いたしました。今回は結構、2,500部が年度末のほうでもう品切れになってしまったこともあり、3,500部に増刷しまして、各近隣センターですとか包括支援センター、そのほか、そういった窓口に合わせて見ていただくほか、民生委員にお渡しをしまして民生委員から配布をしていただいたりしています。また、ゲートキーパー研修といたしまして、市民の方に自殺予防のことを知っていただく研修をしておりますが、そちらの参加者にもお配りしております。また、最近若い方はなかなか冊子で見ることよりもウェブでというような傾向もありますので、ホームページにこちらのデータを掲載してホームページから見ていただくような工夫もしております。以上です。

○武藤 前年度行っていました若者の支援者向けフォーラムは、令和4年度はやらなかったのでしょうか。

○福祉政策課長 若者向けのフォーラムとしては開催をいたしませんでした。その代わりに、令和4年度は子供のSOS、子供の声を聞くという、SOSの声を聞くというようなゲートキーパー研修で子供の自殺予防というところに着目したゲートキーパー研修を開催したほか、学校の先生向けに子供のSOSの出し方研修というもので、そういった形で子供向けの自殺予防の対策の取組をいたしました。以上です。

○武藤 一人でも命を大事にできるように、これからも自殺予防の取組を行っていただきたいと思います。

それから、56ページです。在宅医療・介護連携推進事業132万円ということですが、前年対比89%の減になっています。理由は、訪問看護ステーションの大規模化補助の要件を満たす事業所はなく、同補助に係る決算額が減少したためとあるんですが、なぜ要件を満たす事業所がなかったのでしょうか。

○地域医療推進課長 こちらは、要件としては訪問看護ステーションに看護師、常勤換算で1名以上増えるということの条件に加えまして、あとはしっかり24時間対応できる、そういう体制を取っている。あとは、重症化した患者をきちんと受け入れているというようなことで加算も取っているというような条件の下、その条件を満たして初めて補助金の対象となってくるんですけれども、たとえ1名雇うことができましても途中で離職者が出てしまうと常勤換算1増やすことができなかつたりと、各事業者の都合で、手挙げは前年度7事業者あったんですけれども、令和4年度についてはそれを満たす事業所はなかったということで決算額ゼロとなっております。

ます。以上です。

○武藤 看護師の確保というのは、一名もそしたら年間通じて確保できなかったということですか。

○地域医療推進課長 今回補助金に対応する看護師は採用できなかったということなんですけれども、全体で例えば令和3年度で訪問看護ステーションの数が令和3年度32か所から令和4年度で41か所に実際ステーション数が増えていたり、あとは常勤換算数といって1事業所当たり何名の看護師がいるかという指標なんですけれども、それが6.4から6.6、令和3年度6.4から令和4年度6.6に上がったりと採用の状況は見て取れるところではあります。ただ、補助金に該当する採用はなかったということです。以上です。

○武藤 この補助金に該当するという事業所はなくて、その補助金というのは大規模化というふうなうたっているんですけども、これはどれぐらいの人数を入れれば大規模になるのでしょうか。

○地域医療推進課長 国のほうも明確に常勤換算何人いれば大規模化ということは言われていないんですけど、事業所にヒアリングをさせていただくと、大体8名くらいいらっしゃるって夜間の当番などがうまく負担なく回せるというお話は伺っております。以上です。

○武藤 今看護ステーション自体は令和3年から令和4年に向けて増えているということだったんですけども、それでは大規模する必要がなくて、ステーションが少ない人数でもたくさん増えていくというほうがいいんじゃないでしょうか、どうなんでしょうか。

○地域医療推進課長 ステーションが増えることはもちろんいいことなんですけれども、あまり少人数の事業所ですと夜間の対応がやっぱりできなかつたりということもございますので、在宅医療進めていく上では24時間対応していただく訪問看護ステーションを増やしたいということで、この大規模化を銘打った補助金になっております。以上です。

○武藤 じゃ、令和4年度はこの事業に対して対象がなかったということなんですけれども、これからもじゃこれは続けていくのでしょうか。

○地域医療推進課長 令和5年度もこの補助金取っておりますして、事業所のほうからは今5事業所ほど手挙げがあつて進めているんですけども、ちょっと年度末までならないと実際対象になるかどうか分からないので、今まだ明確には言えないんですけど、5事業所は手が挙がっている状態でございます。以上です。

○武藤 次に、生活困窮者自立支援事業なんですけれども、前年度比に比べて就労準備支援事業の対象者が215人から57人に減り、1,877万円から1,673万円に減っていますが、これはなぜでしょうか。

○生活支援課長 就労準備支援事業に関しましては、大変申し訳ないんですけども、前年度が延べ人数、今年度の57名が実人数となっております。申し訳ございません。

○武藤 じゃ、前年度の延べ人数ということだったんですが、実人数というのは何人なんですか。

○生活支援課長 就労準備支援事業に関しましては、すみません、実人数今確認しますので、すみません、お時間ください。

○武藤 あと、学習支援事業の参加者が小中合わせて344人から178人に減っているんですけども、これはなぜでしょうか。

○生活支援課長 こちらに関しましては、令和3年度は中学2年生、3年生、高校生という対象者であったものが、こども部のほうでやっている居場所のほうに中学2年生が移りまして、そちらのほうの中学2年生が減ったということで令和4年度は減っております。以上です。

○武藤 それでは、同じような事業をこども部のほうでやっているということによるのでしょうか。

○生活支援課長 こども部のほうでは居場所中心、まず外に出て皆さんと交流を持つということを目的にしております。生活支援課のほうでやっている事業としましては、高校進学や高校中退防止ということで学習中心にやっているという趣旨で、若干趣旨は異なっていますが、居場所から学習という形の流れをつくっているところですよ。以上です。

○武藤 学習支援の周知などについてどのように行っているのでしょうか。

○生活支援課長 周知に関しましては、各中学生に関しましては就学援助の対象、申込時に一緒に通知文を、通知文というか、連絡文を同封していただいて、就学援助の申込みがあった方、決定まで待つと夏ぐらいになってしまうので、ちょっと遅くなりますので、一応就学援助の申込みのあった方で、決定後はまたその後決定を取り直すという形にしているんですけども、各中学校の就学援助対象者の方、また独り親に関しましては児童扶養手当の対象者等に送らせていただいています。以上です。

○武藤 丁寧な周知をしていただいて、ぜひこの学習支援事業も充実をさせていただきたいと思います。

保健福祉の総合相談事業594万円です。前年度に比べて76%減になっています。理由が生活支援課から福祉生活課に所管替えをしたためとありますが、所管替えをした理由は何でしょうか。

○生活支援課長 今まで総合相談という形で全体の総合相談をやっていたんですけども、令和4年度から重層支援体制整備事業というのを福祉政策課中心に行うことになりまして、全体を取りまとめている総合相談のほうは福祉政策課のほうで持っていただくようになりました。以上です。

○武藤 今までの相談事業と何か違うところはあるのでしょうか。

○福祉政策課長 今回令和3年度までの総合相談と違いというようなお話ですが、まず1つは、大きな相談の流れといいますか、入り口としては変わらないものです。総合相談窓口を専門の事業者のほうに委託をして継続して行っています。ただ、1

つ異なるのは、令和4年度から重層的支援体制整備事業のほうでこちらの総合相談を行うことになりまして、1つ、断らない福祉の相談窓口として位置づけをしたこと、困窮相談に関してはちょっと切り離して生活支援課のほうで受け持っていたこと、あとそれから総合相談の窓口のところから重層的支援会議としまして、複合的な課題を持つようなケースについては多機関で協働しながら支援をしていくような、そういった枠組みに変わりました。以上です。

○武藤 この総合的、重層支援事業なんですけども、重層支援事業によって、今回事業が変わらなくても会計の出し方というか、それが変わってきているというふうに思うんですけども、それなぜでしょうか。

○福祉政策課長 今回重層的支援体制整備事業で国からの補助をいただくことができるようになりました。国からの補助の条件といいますか、対象というものが決まっておりますので、こちら一つそれに沿っていろいろ形を組み替えたことで補助の対象となっております。以上です。

○武藤 国からの補助に合わせて事業を整理したということですか。

○福祉政策課長 おっしゃるとおりです。以上です。

○武藤 次に、57ページの総合福祉センターの管理運営事業約1,000万となっているイベント開催事業、イベント開催事業なんですけれども、去年は柏市総合福祉センターの管理運営事業約1,000万となっていたんですが、令和4年度ではイベント開催事業が741万になっています。ラコルタ柏のコーディネーター報酬費と会議室の貸出業務などがなくなっていますが、これはなぜでしょうか。

○福祉政策課長 こちらは、ラコルタ柏、教育福祉会館の1、2階、総合福祉センターでの事業になります。昨年度は、管理事業としまして、こういった講座ですとかイベントの開催と併せて、例えば貸し部屋の予約であるとか、そういった管理的な業務を一手にまとめて委託をされていて1,000万程度の規模となっております。ただ、今回先ほども申し上げた重層的支援体制整備事業の枠組みの中で、参加支援事業というものも1つ、補助のメニューとしてあります。こちらのラコルタのほうで今回4年度の重層的体制整備事業を始めるに当たり、ラコルタのほうで居場所づくり、例えば何か困り事のある方の居場所をつくるというようなこと、集まれる場所をつくるというようなことも念頭に置いたイベントを開催してほしいというようなところに少し主軸を置いたイベント開催を特出しをして委託をすることになりました。こちらは、もちろん国の補助の対象になっております。また、これのほかに、実は先ほどの管理業務、例えば予約の受付ですとか、そういった管理業務につきましてはこれとはまた別にそのまま事業として残しております。以上です。

○武藤 じゃ、こちらイベント開催事業のほうは国からの補助の対象になっていて、ほかの受付業務などの管理業務などは補助の対象にならないので、事業を分けたということですね。

○福祉政策課長 そうです。こちらのイベント開催は、参加支援事業として補助の対象になっております。ただ、部屋の予約であるとか、それからコピー機とかコピー

一などの支援など、そういったものは対象になっておりませんので、別にしてあります。以上です。

○武藤 じゃ、次の就労支援業務委託です。障害者等社会参加就労支援事業1,498万円ですが、前年度4,597万円でした。前年度行われたチャレンドオフィス事業が70ページの人事課に所管替えが行われています。これはなぜでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 市としましてほかの事業所の模範となるような障害者雇用をやはり行っていく必要があるだろうということで、これまでは障害者支援という視点が大きかったのですが、私も障害福祉課でやっておりましたけれども、一事業所として、また繰り返しになりますが、ほかの事業所の模範になるような形で障害者就労を進めるという観点から、人事課のほうに業務を移管したものでございます。以上です。

○武藤 これは、柏市で障害者の方を採用するということがこのチャレンドオフィスという事業ですか。

○次長兼障害福祉課長 おっしゃるとおり、市の会計年度任用職員として3年間雇用させていただいております。以上です。

○武藤 積極的に障害者の方を柏市が雇用を受け入れていただきたいと思います。

あと、58ページ、地域包括支援センターにおいて総合相談に4億9,560万円ですが、前年度の金額がありません。これまでも行った事業ではないかと思うんですが、前年度の決算額の記入がないのはなぜなのでしょう。

○地域包括支援課長 先ほど福祉政策課長からも説明がありました重層的支援体制整備事業のほうにこちらの業務も位置づけられまして、令和3年度までは介護保険事業の特別会計のほうでやっていた事業なんですけど、令和4年度からは一般会計のほうに移ったものでございます。ただ、委託料に関しましては、決算額については令和3年度とほぼ同じような額となっております。以上です。

○武藤 これも、では重層的な事業によって今まで特別会計だったものを一般会計からにしたということによろしいですか。

○地域包括支援課長 おっしゃるとおりでございます。以上です。

○武藤 地域生活相談センターシャルというのは2,090万なんですけれども、以前から行っていた相談事業は、たんぼぼセンターとかサポートセンターなども含めて7,269万円でした。今までの事業を縮小したんでしょうか。

○障害福祉課副参事 今委員からお話しいただいた事項についてなんですけど、こちらのほうは基幹相談支援センターといいまして、シャルのほうは。シャルのほうは、市の障害者の相談支援拠点の大きな中核となるセンターということで位置づけております。委員からお話しいただきましたたんぼぼセンター等につきましては、引き続き事業のほうは実施しておりまして、こちらのほうは別のところで同様な形で事業を実施しておるところでございます。以上でございます。

○武藤 これも何か重層的な補助金の関係ですか。

○障害福祉課副参事 委員おっしゃるとおりでございます。

○武藤 59ページの一般介護予防事業3,130万なんですけども、このうち通いの場の補助金581万円ありますが、対象団体の補助金はどのようになっていますか。

○地域包括支援課長 すみません、もう一度おっしゃっていただいてもいいですか。補助金団体の続きを。

○武藤 通いの場をやっていらっしゃる団体にどのように補助金が出されるのかということを伺いたいと思います。

○地域包括支援課長 通いの場につきましては、開設の日数に応じて金額を決めておりまして、週1回開催する運営していただく場合には年間で上限10万円、常設型で週4日以上開設していただく場合には年間上限24万円のうち、実際にかかった金額が少ない場合はそちらの金額を交付してございます。以上です。

○武藤 もうちょっと大きくお話ししていただけますか、すみません。

○地域包括支援課長 失礼いたしました。補助金の内容ですけれども、週に1回通いの場を開いていただく場合には年間で上限10万円、それから週に4日以上開いていただく常設型で運営していただく場合には年間で24万円を上限に、実際にかかった額が下回る場合にはそちらの額を交付してございます。以上です。

○武藤 利用者の数などは分かりますか。

○地域包括支援課長 ちょっとお待ちくださいませ。すみません、すぐ開いたらお答えしたいと思いますので、次をお願いいたします。

○委員長 それでは、次をお願いします。

○武藤 開設する日数によって補助金の額が違うということなんですけれども、常設している団体はどの辺で常設を、例えば地域の町会の会館ですとかいろいろ、場所的にはどの辺が多いんでしょうか。

○地域包括支援課専門監 常設の通いの場につきましては、各団体の方々によって異なりますが、各近隣センターであったり、町会の会館であったり、様々でございます。以上です。

○武藤 フレイル予防としての通いの場ということで、高齢者の方が行きやすいところなるべく通いの場を多くつくっていただきたいと思います。

それでは、60ページ、在宅高齢者事業のおむつの給付についてなんですけれども、令和3年度と比べて令和4年度増えているんですけども、この紙おむつは必要な人に支給ができています、例えば要支援の方とか必要な方であれば支給するということになっているんでしょうか。

○高齢者支援課副参事 こちらにつきましては、基本的には要介護2以上の認定を受けられている方、または身体障害者手帳の2級以上をお持ちの65歳以上の方が対象となっております。以上です。

○武藤 対象以外の方でも医師の方が必要であると認めた場合は支給しているということ伺ったんですけども、令和4年度はその対象以外の方というのは何人ぐらいいらっしゃいますか。

○高齢者支援課副参事 医師が認定してという、そういう方は特にいらっしゃいま

せん。すみません。以上です。

○武藤 じゃ、それ以外でも必要だということで認められている方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○高齢者支援課副参事 そういう方は、申し訳ございませんが、いらっしゃいません。以上です。

○武藤 この要件に満たない介護度2以上ということですが、それ以下の方でも常時紙おむつ必要だという方についてはぜひ給付をしていただきたいと思います。あわせて、病院に入院したときの紙おむつの支給ですが、これも要望なんです。入院したときには東京都などでは紙おむつ代として現金支給などもしていますので、ぜひその辺も検討していただきたいと思います。

あと61ページ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業、464万円ですが、前年度と比べて169%増えています。看護師の勤務体制の変更の報酬が増加したためとありますが、どのような勤務体制で、報酬は幾らなんでしょうか。

○地域包括支援課長 体制の変更につきましては、アプローチをする対象となる市民が前年度より増えたことに影響しまして業務体制を強化したものでございますが、看護師1名について月13日勤務だったものを週5日勤務に変更したものでございます。あと、金額につきましては、専門職の報酬につきましては238万7,583円となっております。

あと、すみません、先ほどお答えできなかったんですが、通いの場のほうの利用者の実績でございますが、令和4年度は21団体合計しますと2,225回開催していただきまして、参加者の人数が延べ利用人数で3万4,845名となります。以上です。

○武藤 この高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業ということなんですけれども、こちら健康診断をした結果で介護予防が必要だなということ判断されて、そういう方に個別にフレイル予防などをしてはどうですかというか、ポピュレーションアプローチというんですか、このフレイルチェックというのが非常に片仮名でよく分からないんですけれども、そういう事業が増えてきたということなんですか、どうですか。

○地域包括支援課長 この一体的事業につきまして、フレイルチェックにつきましては身体状況を確認していただきますということでもともと事業としてはやっているんですけれども、そこからさらに虚弱の状態が見受けられる方に対して、どういうふうに生活を改善したらいいかというところを個別にその人に応じたサポートをするということで、個別に専門職の栄養士、歯科衛生士、理学療法士など3職種を必要に応じた方を派遣を個別にするというものと、あと個別にそういう支援を受けるのがちょっと気が向かないという方も結構高齢者の方いらっしゃるんで、そういった方には、ハイリスクを抱えている方向けに集団で講座を受けていただくようなフレイル予防講座というところを行ってございます。以上です。

○武藤 前年度に比べて今回は169%増えたということは、それだけ事業が充実しているということですか。

○地域包括支援課長 委員のおっしゃるとおりで、令和3年度はまだ試行しながらやっている部分もありまして、令和4年度になってから初めて啓発の内容も含めた通知とかを338件出すとか、そういったような新たな取組も行われております。以上です。

○武藤 それでは次に、62ページ、介護職員の初任研修等の受講者、福祉人材確保の対策事業、そのうちの介護職員の初任者研修の受講者が昨年の60人から108人に増えています。研修を受けた方が柏市の事業所に務めているのかどうかという後追いの調査などは行っているのでしょうか。

○次長兼高齢者支援課長 昨年度までは申込みされた方のその後について入手した個人情報の活用の点で御本人の了解を事前に得るということをしておりませんでした。昨年度分までについては追跡の調査ができておりません。ただ、今年度から様式などの変更、工夫をしまして、補助金の申請時にその後の追跡調査での協力についても御了解いただいた上で補助金を交付しておりますので、今後今年度その後の追跡調査を実施していく予定でございます。以上です。

○武藤 福祉人材確保の対策事業が前年度660万円から1,647万円に149%に増えています。セミナー開催実績、改善報告会を新たに開始したとありますが、どのように行われているのでしょうか。

○次長兼高齢者支援課長 このセミナーについては、介護人材の定着に効果があるように、介護の現場の業務負担を改善するための施策として実施したもので、高齢者施設の施設長などの管理層向けのセミナーをまず実施をしました。そのセミナーを受けた方から施設の中から手挙げをしていただいて、希望された施設のうち1施設に、私どもが委託したコンサルタント会社が伴走支援という形でその施設の業務改善に半年かけて取り組むという事業でございます。以上です。

○武藤 業務改善というのは具体的にどのようなことなんでしょうか。

○次長兼高齢者支援課長 今回のケースでいいますと、特別養護老人ホームの中でユニットといって10人、10部屋でワンユニット、一つの住まいのような形で10人の利用者ごとに区画されている施設があるんですが、その中の3区画でそれぞれ業務改善のリーダーを出していただいて、そのリーダーが中心となって、それぞれのユニットで課題、ユニットの中で困っていることとか改善したいところなんかを出し合ったり話し合ったりして、それを少しずつ自分たちにできるところから取り組むというようなことを、ちょっとコロナ禍で直接施設の中に入るのが難しかったので、主にズームですとかチャットなどを使って遠隔でコンサルタント会社が密に連絡を取り合いながら支援をして、どうしても日頃の業務の忙しさの中で事業所の方、現場の方って改善に取り組むまでの余力がないというんでしょうか、そういう状況があるんですが、そこを支援者ができるところから具体的に自分たちで考えて実施できるような誘導をするというんでしょうか、そういう支援をしながらやってきました。具体的には、例えば例で言いますと、交代時の事務連絡とかで漏れてしまうところなんかをどうすればその時間を無駄にしないで済むかとか、本当に小

さなところからなんですけれども、特色としてはコンサルが入ってなくても自分たちでその後の改善に取り組んでいけるような好循環を生むような取組を支援したものでございます。以上です。

○武藤 結局働いている方たちが現場で困っていることとか、そういうことを改善するために支援者の方が指導していただくというようなことでいいのでしょうか。

○次長兼高齢者支援課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○武藤 次に行きます。緊急一時保護事業の101万円なんですけれども、14%減ということなんですけど、この事業は介護サービスが受けられず、緊急に一時保護をしなければならぬ方を一時的に保護するということでよろしいですか。

○地域包括支援課長 委員おっしゃるとおりです。

○武藤 費用はどうなりますか。

○地域包括支援課長 基本的には御本人に後日お支払いいただくという形になります。

○武藤 介護保険ではなくて、結局自己負担ということになるということですか。

○地域包括支援課長 委員のおっしゃるとおりです。ただ、金額につきましては、施設の利用料はほぼ介護保険に近い状態にはなるんですが、そのほかに感染症の検査等、御本人の負担をいただく部分が別途出てくるということで違いがございます。

○武藤 こちらにも、介護サービスの利用などの早急な支援により、高齢者緊急一時保護件数が減少したためというふうになっているんですけれども、さらに介護サービスが早く受けられるようにしていただきたいと思います。

64ページです。老人福祉施設等の基盤整備事業、4億8,000万とのこと。特別養護老人ホームの待機者は何人ですか。

○次長兼高齢者支援課長 直近の令和5年4月末現在で530名ほどとなっております。以上です。

○武藤 補正予算でも老人ホームの整備の予算が出ていますけれども、なるべく待機者が少なくなるように努力をしていただきたいと思います。

84ページです。生活保護費です。87億5,495万ということで、去年は87億6,489万なので、やや横ばいということだと思えるんですけども、物価高騰の中で生活保護を利用しようと思っても申請できないという方がないように、令和4年度の生活保護の周知というのは何か努力をされたことありますか。

○生活支援課長 生活保護に関しましては、令和4年度、生活保護のしおりをリニューアルしまして分かりやすくするという形で、ホームページのほうにも掲載させていただいております。また、今ビデオ通話という、先ほど出たと思うんですけども、そちらのほうで包括支援センターや地域生活支援拠点、障害者の方の相談施設等でも相談ができるようにということで、ビデオ通話を使いまして、その中でニーズがあれば直接相談していただくという体制を整えております。以上です。

○武藤 では、ビデオ通話で申請などもできるのでしょうか。

○生活支援課長 しおりを使って御説明させていただいて、御本人のほうで申請希望があれば、例えば包括支援センターの方と同席の下、そういうお話になったときにはそちらのほうで申請ということで、申請書は後日当課職員が訪問調査に行ったときに書いていただくという形で申請を取らせていただいております。以上です。

○武藤 後から申請書を書いていただくということなんですけども、もう既にその相談される地域包括ですとか、そういうところにも申請書を置いていただいて、その場で申請できるような形に取っていただきたいと思いますと思いますが、どうですか。

○生活支援課長 委員おっしゃるとおり、利便性の部分では確かに申請書を置いていただくこともあるんですけども、ただ説明等、内容等複雑な部分もあり、各相談機関の方々にお時間等を取らせますので、当課職員のほうでやらせていただくように現時点ではしております。以上です。

○武藤 ぜひ申請しやすいように、以前からもいろいろな近隣センターですとか、そういうところに置いてほしいということを要望しておりますので、検討していただきたいと思います。

令和4年度エアコン設置助成を柏市独自で行ったということは評価します。対象者が何人で、設置された方は何人でしょうか。

○生活支援課長 エアコンの設置に関しましては、令和4年6月当初案内をさせていただいた世帯が62世帯、この当時で私たちがエアコンがないと設定していたところなんですけれども、実際にエアコンがなかったというところは39世帯という形になっています。以上です。

○武藤 じゃ、実際にエアコンなかった方が39世帯ということなので、この方は全てエアコン設置できたんでしょうか。

○生活支援課長 実績としては12件となっており、エアコンに関しましては各担当ケースワーカーがじかにおうちに訪問しまして、エアコン設置についての御案内をさせていただいたところです。その中で御本人の希望があったというところが12件となっております。以上です。

○武藤 なぜエアコン設置をしたくないというか、手を挙げなかった方が多いんでしょうか。

○生活支援課長 まず、1点が、多かったものがやはりエアコンの風が嫌いだとか、扇風機のほうがいいという御意見があったこと、また高齢者の方も多いので、転居、サービス付高齢者住宅ですとか、特別養護老人ホームですとか、そういうところに入る予定があるということで設置しない方というのが大半でした。以上です。

○武藤 本当に今年も大変な暑い異常な気象だったんで、猛暑が続いて、まだ9月になっても暑い状況ですけども、エアコンがないというようなことで熱中症で亡くなったりということもありますので、そういうことのないように引き続きエアコンの設置の助成ですとか、併せて修理代も出していただけるように検討していただきたいと思います。

それと、議案第16号の国保の健康保険特別会計なんですけれども、154ページです

ね。柏市は平成29年度から法定外繰入れを行ってきませんでした。太田市長になって、保険料を上げないために令和4年度法定外繰入れを行いました。これは評価したいと思います。法定外繰入れは、令和4年度の保険料を上げないために行ったんでしょうか。

○**保険年金課長** 令和4年度に行いました法定外繰入れにつきましては、令和5年度の予算編成に当たり、保険料財源の不足が見込まれたために、その不足分である見込額、これを令和4年度中にあらかじめ国民健康保険財政調整基金に積み立てる、その目的で入れております。以上です。

○**武藤** 令和5年度の保険料を引き上げないための法定繰入れしちゃうと国からペナルティーがあるので、それを避けるために苦肉の策ということではないかと思うんですけども、基金に繰り入れたということでもいいんですか。

○**保険年金課長** おおむねその認識で間違いないと思います。

○**武藤** 組合健保などとの違いで国保の制度上の問題点というのはどんなことがあるか、お示してください。

○**保険年金課長** これは皆さん御案内のとおりだとは思いますが、国民健康保険に關しましては、就労者が一般的に入るような組合健保等、こちらに加入できない方が国保に加入ということになりますので、総体的に収入の低い方が多い、あと会社を退職なさった方等も多いということで、収入が低い低収入の方が多いというのが特徴です。一方で、御高齢になってから入られる方が多い、一部自営業の方もいらっしゃいますけども、御高齢者の方が多いので、医療費としては非常に大きい世代の方が入られるということにして、低収入、高医療費、これに伴いまして総体的に保険料の負担感が高いと、これが国保の特徴かと思えます。以上です。

○**武藤** そのとおりだと思うんですね。それで、来年度国保料の見直し、検討されると思うんですけども、自治体の努力だけではどうしても大変なことがあると思うんですが、県や国は何の対策も取ろうとしていないという、そこに大きな問題があると思うんですが、どうですか。

○**保険年金課長** 私どもが制度の是非を議論する立場には職員としてはないわけなんですけども、全国市長会等を通じまして、こういった改善が必要なんじゃないか、特にもっと公費を入れたらどうだというような趣旨のことも繰り返し要望はしているところです。以上です。

○**武藤** ぜひやはり国にもっと国庫負担を多くするように言っていただいて、令和4年度法定外繰入れを行ったように、次年度の国保料の引上げをしない努力を行っていただきたいと思います。

マイナ保険証についてなんですが、令和4年度はどのくらいの方が利用されているんでしょうか。

○**保険年金課長** マイナ保険証を利用できるように準備をした方ということですか、ひもづけた方ということであれば分かるんですけども、実際にそれを使って受診した方がどれくらいという部分については、ちょっとなかなか今把握ができており

ません。それで、参考までにひもづけ状況ですけれども、令和5年4月19日が年度末に近いかと思うんですけれども、国民健康保険加入者8万929人中3万4,863人ということで、43.1%の方がひもづけが終わっているということです。

○武藤 マイナ保険証を返納というか、やめたという方はいらっしゃいますか。

○保険年金課長 申し訳ないです。それは、ちょっと不明です。

○武藤 令和4年度のトラブルについては把握していますでしょうか。

○保険年金課長 私昨年からは保険年金のほうを担当しておりますけれども、お問合せ等については本年度に入ってからの方が多のかなという気はしています。昨年来何件かお問合せいただいて、十数件いただいているんですけれども、そのほとんどは機械の単純な故障とか、あるいは操作ミスとか、そういった類いのものごさいまして、いわゆる報道にありますような登録ミスというようなものではないというふうに認識しています。

○武藤 今の紙の保険証で不都合なことはあるんでしょうか。

○保険年金課長 受診するということだけでしたら、別に保険証として使えれば形態はどのようなものでもよろしいんだろうというふうには思います。ただ、マイナンバーカードというのは、そういった趣旨、ただ保険証の代わりのためにできたものではないというふうに認識しておりますので、その他の行政サービス等もだんだんひもづいてくると、そういった総合的な情報がそろう中で、今まで実現できなかったような例えば申請しないと何かがもらえないとか、そういった部分についてのお手続き、こういった部分が市民の方としてはだんだん解消されてくる可能性のあるもんなんじゃないかなというふうに思って期待をしているところです。以上です。

○武藤 今の状況を見ますと、先ほど機械の故障とか操作ミスのトラブルの話は聞いているということだったんですけれども、紙の保険証であればそういうようなトラブルもないですし、10割医療費徴収されたということなんかもありますので、今の保険証を廃止するというののないように存続をぜひ求めていただきたいと思います。

議案19号、介護保険事業特別会計の介護保険事業に移ります。介護保険料が払えないという方は、令和4年度は何人いらっしゃいますか。

○高齢者支援課副参事 後ほど答えます。

○武藤 じゃ、保険料が払えなくてサービス制限されている方というのは何人いらっしゃいますか。

○高齢者支援課副参事 すみません、先ほどの回答と併せて、滞納者数は令和4年度で1,392名、給付制限者数は43名になります。以上です。

○委員長 ここで暫時休憩としたいと思います。

午前11時 9分休憩

○

午前11時18分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 質疑を続行いたします。

○生活支援課長 先ほどの武藤委員から御質問のあった56ページの就労準備支援事業の実人数をお伝えさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 はい、どうぞ。

○生活支援課長 令和3年の就労準備支援事業の実人数が27名となっております。以上です。申し訳ございませんでした。

○地域包括支援課長 先ほど武藤委員から御質問がありました通いの場の補助について説明が足らなかったのが、補足してもよろしいでしょうか。

○委員長 はい、どうぞ。

○地域包括支援課長 先ほど週1回の開設の場合と、あと常設型の場合で運営費の上限額を申し上げたところなんですけど、常設型の通いの場につきましては場所が定期的に確保しなければいけないというところで、賃料がない個人宅等、何か建物を利用する場合には年間5万円を上限、また賃料が発生する建物を使用する場合には年間60万円を上限に活動場所の借り上げ賃料も補助してございます。申し訳ありませんでした。

○委員長 ありがとうございます。

○武藤 介護利用料なんですけれども、介護利用料が一律1割だったのに2割、3割と負担が増えていきます。その利用料が高くてサービスを制限しているという方の把握はされていますでしょうか。

○高齢者支援課副参事 把握しております。給付制限者数は、1割から3割の方ですけれども、令和4年度で43名です。以上です。

○武藤 ちょっと聞き取りにくかったんですけど、もう一度お願いします。

○次長兼高齢者支援課長 負担割合が例えば1割から2割になったという理由で利用を制限しているということに関して、具体的に制限しているというふうなお話は市のほうには届いてはいない状況でございます。給付費の状況を見ても、そのことで給付費が極端に下がっているという状況は今のところ見て取れてはおりません。以上です。

○武藤 今回のいきいきプラン、第9期の高齢者いきいきプラン21のアンケートの中には、そういう費用負担が増えたことについてとか、そういうことは入っていたんでしょうか。

○次長兼高齢者支援課長 今回のプランに関する調査の中では、特にそのような項目は設けておりません。以上です。

○武藤 ぜひそういうような調査も行っていただきたいと思うんですね。私は、介護サービスを利用している方からはやっぱり負担がとて重くなったという声を聞いています。次年度介護保険料の見直しを行うということになっていきますけれども、保険料の引上げをせずに保険料の負担軽減を求めたいと思います。

次に、議案23号の後期高齢者医療事業の特別会計です。168ページですね。この後

期高齢者特別会計なんですけども、令和4年度10月から1割負担が2割負担になっていますが、どれぐらいの方が2割負担になったんでしょうか。

○**保険年金課長** 2割負担の方でよろしいですね。2割負担の方は、年間平均5万8,709人の全体の被保険者のうち1万7,489人で、全体の約3割となっております。以上です。

○**武藤** この3割の方が1割から2割になった方ですか。

○**保険年金課長** そのとおりです。

○**武藤** 高齢者の方が医療費を負担するのに1割から2割と、もう2倍になっちゃうわけですよね。年金暮らしで大変厳しい生活をされている中で、高齢になれば1つの病気だけじゃなくて、いろんなところが具合が悪くなって、いろんな医療機関にかかるというようなことにもなりますので、本当にそのようなことが行われたということは、医療費負担を引き上げて国は高齢者が医療にかかりにくくしているんじゃないかと、まるで早く死んでくれと言われているようなもんだというようなことを地域の方からも伺いました。本当に怒りを込めて訴えておられました。このような後期高齢者の特別会計には賛成できません。以上です。

○**伊藤** 62ページの福祉人材確保対策事業からお願いしたいんですけども、こちらの事業なんですけども、こちらの研修の入札方法のほうなんですけども、プロポーザル方式だったようなんですけども、こちらのほうで大阪の業者が落としていたかと思うんですけども、この審査基準というのは柏市のほうでどんなふうに行っているんですか。

○**次長兼高齢者支援課長** 審査の基準様々ございますが、一言でこうとお伝えするのはちょっと難しいんですけども、基本的には実績があるかどうかですとか、あるいはその事業所が本当に業務改善支援に資する事業をやってくれるかどうかとか、そういうことを含めて、プロポーザルの選定委員会を設置しまして、市の職員だけでなく、学識経験者など外部の委員も入っていただいて選定をさせていただいております。以上です。

○**伊藤** そのチームというか、審査のときというのは、外部の方というのは1チームとしてどのくらい今やって選定している感じになるんでしょうか。

○**次長兼高齢者支援課長** この事業者の選定をした際には、学識経験者の方1名と、あと実際に施設など現場に詳しい事業者の方に1名入っていただいて、外部委員はたしか2名でお願いしたかと承知しております。以上です。

○**伊藤** ありがとうございます。基本的に研修系ではプロポーザルが多いかと思うんですけども、基本的には普通の入札で行うというのは福祉関係ではないような感じに今柏市はなっているんでしょうか。

○**次長兼高齢者支援課長** 今回のこの事業については単純に研修というものではなくて、2本立てなんですけども、この事業者の提案内容が2本立てだったというものはあるんですけども、研修をやることと、要は事業者を広く対象としてやるものと、あとは具体的に業務改善の成果をモデルとして上げていただいて、それを横展

開して市内の事業者に広げていけないだろうかということを市としては期待をしてやったものなので、事業者がどういう組立てで研修であり、業務改善なんかを支援していくのかというところを判断する必要があったので、金額で単純に評価するというのではなくて、事業者の提案内容というものを評価して業者を選定させていただいたものです。以上です。

○伊藤 ありがとうございます。では、次のところお聞きしたいんですが、介護職員初任者研修と介護福祉士実務研修が行われておりますが、これの助成額というのはどれぐらいで柏市のほうでは出しているんでしょうか。

○次長兼高齢者支援課長 こちらは、市で予算上想定しておりますのは初任者研修がお一人上限10万円、実務者研修については15万円を想定してございます。この金額で柏市の場合には受講に要した費用、受講料を全額対象としてございます。全額ではあるんですが、上限額だけは設定させていただいているんですが、実際に研修を受けられる研修機関によって金額、割と幅がございまして、初任者研修で安いところでは、五、六万円のところもあれば、やはり10万円ぐらいのところもある。実務者研修もやはり同様にちょっと開きがございまして、上限額いっぱいになってしまったり、あるいは上限を超えるというケースは今のところない状況でございます。以上です。

○伊藤 そうしますと、1人当たりだと初任者研修だと大体6万円ぐらい、実務者のほうだと9万5,000円ぐらいの助成になるかと思うんですが、それは上限額にはいないけど、これで賄えたということですか。

○次長兼高齢者支援課長 おっしゃるとおり、実際昨年度、4年度に関しては申し込まれた方全て助成できてございます。以上です。

○伊藤 ありがとうございます。

次に行きたいんですが、64ページの件なんですが、社会福祉費の件でお聞きしたいんですが、単純に増減のほうは193%になっていると思うんですが、こちらの理由のほうで特別養護老人ホームの整備や既存の修繕等の大規模な事業に補助を行ったためとあるんですが、具体的にこちらの中でどこの施設に行っているのか教えていただけると幸いです。

○次長兼高齢者支援課長 昨年一番大きかったのは、こちらに書いてございまして、特別養護老人ホームの整備を行ったものが金額的には一番多くて、これが昨年10月に開設されました八幡苑然然という特別養護老人ホームに補助したものでございます。あとは、大規模な修繕は幾つかございまして、法人単位の交付件数になっているんですが、事業所でいうとかなりの数になるんですが、全て申し上げ・・・。

○伊藤 いえ、大きいところ分かれば大丈夫でございます。

○次長兼高齢者支援課長 よろしいですか。

○伊藤 はい、ありがとうございます。

もう一点なんですが、介護ロボットとICTの導入の部分の介護ロボットというのは、もしあれだったら教えていただけると。

○次長兼高齢者支援課長 介護ロボットというのは、一般的にはイメージされるのは体に装着をして力を使わずに利用者を抱えられるとか、そういうものをイメージされる方が多いかと思うんですが、介護の現場では広く介護ロボットという言葉を使っておりまして、そういう実際装着するスーツタイプのものであれば、センサーのようなものもロボットという言い方をしております。多く使われているのは、どちらかというとセンサータイプ、見守りセンサーなどと言いまして、高齢者の方が就寝されているときに夜中に起き出してしまったり例えばベッドから落ちてしまったりか、立ち上がってよろけてしまったりか、そういうことによる事故やけなどが起こりやすいものですから、活用されている現場では、そういう就寝されている方の状態をセンサーで確認できる、何か異常あれば詰めている介護職員のところに通知がでるとか、そういうものがよく使われております。ICTについては、そういうものと連動して、その方のバイタルというんでしょうかね、その方の状況を記録したり、あるいはそれを分析をして、この方は夜何時頃に起きやすいとか、そういうことを察知するような機能があるソフトですとか、あるいは介護の記録などを電子化をして一元的に管理できるようにするとか、そういう機能を導入しているところがございます。以上です。

○伊藤 ありがとうございます。その介護ロボットについてお聞きしたいんですが、結構大きいというか、多数の施設が申請を行っているという状況に今なっているのでしょうか。

○次長兼高齢者支援課長 この介護ロボット、ICT導入に関しては補助の要件がございまして、希望されて、要件に合致するところということになっております。あくまでもこれ事業所で導入を希望されているところを対象としておりますので、事業所の状況ですとかに応じて、あるいは例えばこの場合は大規模修繕とあって、施設を大規模修繕するときに併せて実施するものについては補助しますよという要件がございまして、全てのところが単純にやりたいと手を挙げてできるというものではございません。以上です。

○伊藤 分かりやすかったです。ありがとうございます。

こちらの点は終わりなんですが、続いて86ページお願いいたします。こちらなんですけど、予算額で、予防接種事業になりますけど、こちらの増減のほうは13%となっておりますが、額面で見ると2億円近く上がっていると思うんですが、こちらは単純に接種のほうが増えているだけでこの予算額が上がっているのか、教えていただきたいんですが。

○健康増進課長 令和4年度は、小児のインフルエンザの予防接種の費用助成が改正されましたので、増加しているものとなります。以上となります。

○伊藤 小児のほうが増えた額がのっているというだけになりますか。

○健康増進課長 そのように考えております。以上となります。

○伊藤 ありがとうございます。

続きましてなんですけど、92ページをお願いいたします。92ページの事業になる

んですが、健康増進課一般事務経費のところになるんですけれども、ウォーキング事業に対してお聞きしたいんですが、こちらのほうなんです、ウォーキングした歩数、30万歩、150万歩、300万歩に対して景品とかがもらえるやつなのか、スタンプというか、お配りしているかと思うんですけれども、こちらの申請方法が自己申請になっているようだったんですが、特に問題ないような感じになるんですか、こちら。

○健康増進課長 こちらの規定の歩数に達しました場合には、御本人様から申請をいただきまして、ウェルネス柏のほうに御来場いただいて、景品のほうをお渡ししているというような状況になります。以上になります。

○伊藤 こちらの景品についてお聞きしたいんですが、額面から見るとそんな大きいものではないかと思うんですが、例えば30万歩、150万歩、最後の300万歩だとどんな景品で、大体どれぐらいのものがもらえるか教えていただくと幸いです。

○健康増進課長 30万歩につきましては、大体300円程度の景品ということで、フェースタオルなどをお配りしております。150万歩につきましては、大体500円程度のものということで、保冷のエコバックですとか防災ボトルのほうをお渡ししております。最後に300万歩につきましては、大体約800円程度のものということで、水筒ですとか、マルチカードケースなどをお渡ししているような状況になります。以上になります。

○伊藤 ありがとうございます。そんなに大きいものではないと思うんですが、こちらだと自己申請だと年間どのくらいの方が達成というか、例えば300万歩って結構な日数がかかると思うんですね。普通に考えて1日1万歩でも1年近くかかるので、こちらは別に何も無いような感じなんではないでしょうか。

○健康増進課長 令和4年度申請をいただいた方は、208名という状況でした。以上になります。

○伊藤 ありがとうございます。最後になるんですが、94ページをお願いいたします。子育て支援事業の産後ケアのところでお聞きしたいんですが、産後ケア事業の補助金が出ているようなんですが、例えば宿泊とか通所とかになると思うんですが、こちらの補助金の額というか、例えば宿泊したら幾らまでとか、上限とかがあったら教えていただきたいんですが、お願いします。

○地域保健課長 産後ケアの委託料につきましては、金額の2分の1の補助ということになっております。以上です。

○伊藤 ありがとうございます。今いただいたどのジャンルに対しても2分の1という考えでよろしいでしょうか。

○地域保健課長 事業費としての補助という形になりますので、一律同じような額となっております。

○伊藤 ありがとうございます。続きまして、下の支給要件のところでお聞きしたいんですが、出産応援給付金が妊婦1人に対して5万円、子育て応援給付金が新生児に対して5万円ずつ出るようになっていますが、こちら事前申請になっていま

して、QR等の申込書が対象の御家庭のほうに送られているかと思うんですが、そちらで申請のほうというのはほぼ100%で今行われているんでしょうか。

○**地域保健課長** 事前の申請ということで、まずこの事業につきましては令和5年2月からの開始なんですけど、遡って4月からの遡及分ということでの申請受理というものも行っております。こちらにつきましては現在97.6%ということで、既に申請のほうをしていらっしゃるようになります。また、今現在妊娠届出を出した方、あとは出産をした方につきましては新生児訪問や妊娠届出の際にお渡ししているような形になりまして、こちらについても同様な数で申請のほうはさせていただいているところなんです。以上となります。

○**伊藤** 申請方法はよく分かりました。ありがとうございます。それで、こちらの文言のほうに、先ほどのお話しいただいたところには書いていなかったんですが、新生児訪問時等に市職員と面談した方、養育者って書いてあるんですが、新生児訪問についてはほとんど100%になっているのかなと思うんですけど、面談した方って書いてあるのは、意図的に何か書いてあって、支給金が払われる、払われないという判断になっているのか教えていただきたいです。

○**地域保健課長** 新生児訪問につきましては約100%という実施になっているんですが、新生児訪問というのが対面で、御自宅にお伺いしてお母様とこちらの職員で助産師や保健師が面談をしてお話をするということが基本のやり方になっていますので、それに基づいたものという形になりますので、同じ内容というふうに受け止めていただいて構わないと思います。

○**伊藤** ありがとうございます。私からは以上となります。よろしくをお願いします。

○**林** それでは、まず生活保護事業について伺います。決算書331ページ、決算報告書だと84ページです。昨年度は、初めて委託事務費585万円が計上されています。これは無料低額宿泊所施設への委託とのことで、予算の科目が分かれたとお聞きしています。無料低額宿泊所は、本市から御紹介していて、利用もあったと思うんですけど、利用人数の推移どうなっていますでしょうか。

○**生活支援課長** 無料低額宿泊所というカテゴリーの中で利用人数というのを、すみません、統計として出していません。今委員おっしゃったように、今まで施設事務費のほうに入っていたものが令和4年に分かれて委託事務費ということで、無料低額宿泊所の中でも日常生活支援施設と言いまして、施設職員がいろんな生活援助ですとか、ハローワークの相談ですとか、そういうものを行えるという施設、金銭管理の補助ですとか、そういうものを行える施設ということで、無料低額宿泊所全てということではございませんが、そこに認定されている、指定を受けている施設ということになります。以上です。

○**林** その施設を柏市から利用されている方の人数って分かんないんですか。

○**生活支援課長** 無料低額宿泊所、日常生活支援施設を利用している人数は分かるんですけども、今手元にございませんで、後ほど御報告させていただきます。

○**林** 分かりました。

○生活支援課長 申し訳ありません。

○林 さきに生活保護統計をいただいています。保護廃止世帯の人員も増えているんですけども、それ以上に保護開始世帯とか人員も増えていて、だんだん上昇しています。保護率も上がってきていて、昨年度は11.55パーミルというふうに書いてありました。気になったのが一方で教育扶助人員なんですけれど、これが減少しています。これは、子育て世代が生活保護を受ける必要がなくなってきているという傾向なのか、それとも日本の生活保護利用率、捕捉率が低い問題の延長というのか、子育て世代がより生活保護につながりにくくなっているのか、担当課はどのように見えていますか。

○生活支援課長 確かに母子世帯やその他お子さんのいる世帯ということでは大きな増減がない状況になっております。教育扶助に関しては、小学生、中学生のお子さんということになっていきますので、その世帯が、今のところ多少ですけども、減少しているというところで、ただお父様、お母様が働ける世代の方が多いので、生活保護に入っても就労が決まって自立する方が確かに母子世帯や複数世帯、御両親がそろっている世帯、お子さんいる世帯も増えていることも確かかと思えます。以上です。

○林 働けるようになって保護から抜けるという家庭が増えているのだとしたら、すごくいいんです。ただ、ちょっと気になっているのが、日本人って生活保護敬遠する人がすごく多いので、困窮しているのに自分対象とは思っていない方なんかも多いです。柏市では生活保護のしおりも見直されて、表紙に生活保護の申請は国民の権利ですと書くようになったりとか、すごくいい傾向だと思うんですけど、もうちょっと広く、例えば子育て世帯に向けての情報発信というのは今まであったんでしょうか。

○生活支援課長 委員おっしゃるように、皆さんに広く制度を知っていただくことで私たちも今制度の周知、チラシやポスターについても検討しているところでございます。特に子育て世帯に特化した周知というのは行っていませんけども、先ほどお伝えしたビデオ通話のほうをパレットのほうの共生センターのほうにもこのたび置かせていただいて、女性相談のほうからの相談も受けやすくなるような形、生活保護だけじゃないんですけども、生活困窮制度や障害の拠点、生活保護等につながられるように置かせていただきましたので、少しずつ工夫してまいりたいと思います。以上です。

○林 ありがとうございます。やっぱり最後のとりでというところを多くの方に知っていただく、誰でも利用すればいいというわけではないですけど、知っていただくことは重要だと思いますので、よろしく願いいたします。それで、生活保護の中でちょっと話が変わるんですけど、保健所の健康増進課で40歳以上の生活保護受給者等の無保険者に特定健康診査と同様の検査を実施していると保健所年報に書いてありました。昨年度は対象者が3,617人のうち、申込者が2,390人いるのに受診しているのが440人というふうに書いてあるんですけど、これはどのような状況

か、今説明できますか。

○健康増進課長 どのような状況かというのは、受診の状況ということでしょうか。

○林 対審者と申込者に対して実際に受診している方がとても少ないということです。

○健康増進課長 では、確認いたします。以上になります。

○生活支援課長 今回の増進課の、すみません、全容は分からないんですけども、生活保護の方に関してお伝えしますと、生活保護の方が対象になっていますが、生活保護の方に関しては受診勧奨ということで増進課から資料を送っていただいて、こちらのほうでも健康診断受けてくださいということをお願いはしておるところですが、資料でも分かるように多くが医療扶助を受けている方、もう既に病院に行っている方が多いので、どうしても健康診断を受けてくださいという勧奨をしても、なかなか健康診断のためにとか、病院行ったときに健康診断を受けようという方が非常に少ない傾向になっているということは訪問調査の中で把握しております。以上です。

○林 分かりました。対象者全体の中で申込者が少ないんだったら、何かその説明で分かるんですけど、申込者が2,390人いるのに受診しているのが440人と書いてあったのがすごく気になりました。これは、後で調べて教えていただければと思います。あと同時に、受診した方の中で要指導になっている方とか要医療になっている方という方がいますので、この方たちにどういったサポートをしているのかについても併せて後ほどお示しいただければと思います。

それでは、性感染症検査と発生動向について伺います。これは、保健所年報の52ページのところから取ります。コロナの影響で令和2年、2020年から性感染症検査が中止されていまして。その間反比例するように梅毒やクラミジアが増えています。検査は昨年再開したと思うんですけど、再開したのは何月からなんですか。

○保健予防課長 昨年11月末からとなります。以上です。

○林 11月末なら、まあ納得というか、コロナ前と比べると再開しているのにまだはるかに件数が少ないなと思っていました。コロナ前も少しずつ検査数減っていたんですけど、じゃ4月からやっている今年度に関してはコロナ前の水準ぐらいに件数が戻ると考えていいんでしょうか。

○保健予防課長 開催の実施状況につきましては、コロナ前と同じような実施回数となっております。申込方法等を工夫しまして、受検しやすい体制ということで一旦工夫を開始しているところです。以上です。

○林 HIV等検査は、決算書でいうとどこの金額に当たりますか。決算書342ページのエイズ予防対策事業の中に入っているんでしょうか。

○保健予防課長 そのとおりでございます。以上です。

○林 そうすると、事業費はコロナ前と同程度なんですね。検査体制は戻したけれど、去年受診者が少ないという状況になってしまったのかなと思うんですけど、11月からとおっしゃったじゃないですか、この事業費がコロナ前と同額というところ

ろについて御説明いただけますか。

○保健予防課長 令和4年度につきましても年間実施できるような形で予算は組んでおりました。令和5年度につきましても年間24回実施できる体制ということで予算となっております。以上です。

○林 令和4年度は11月からなのに、もともとの予算と同じぐらい使われたということなんですか。

○保健予防課長 執行につきましては、11月以降の分しか使っておりません。以上です。

○林 分かりました。じゃ、ちょっと事業費が何で同じぐらいなのかなというのが気になりますけれど、よいです。

次、母子保健医療対策事業について伺います。決算書の371ページです。母子保健医療対策事業は、特定不妊治療費の公費負担扶助が主な事業内容です。サービスが徐々に拡大してきたこともあって事業費が年々増加傾向でした。特に令和3年度は利用数が倍増して、利用延べ件数が1,060件、金額も2億4,892万円と最大になったんです。これまでこれが国庫負担が2分の1のみと聞いていたので、本市の負担がどんどん増えていくなというのを懸念していたんですけれど、令和4年度から保険診療になっています。ただ、年度をまたがるものは保険適用にならないということで、経過措置として助成すると聞いています。令和4年度は実件数が270件、延べ件数が358件、決算額も7,481万円とかなりの金額になっていて、これ全部令和3年度から年度をまたいだものだけでこの件数、金額になっているんでしょうか。

○地域保健課長 御質問のとおり、令和4年3月31日の時点で既に治療開始している方については繰越しで引き続き4年度も対象となるというような内容になっておりますので、この人数となっております。以上です。

○林 分かりました。一方、令和5年度予算を見ると母子保健医療対策事業の費用の計上281万円だけですので、令和3年度から年度をまたがる事業はもう令和4年度中でほぼ終わって、今年度にはあまり残らないという認識でいいんでしょうか。

○地域保健課長 御質問のとおり、ほぼ令和4年度の段階で終了している方が大部分となります。以上です。

○林 分かりました。ありがとうございます。

それでは、障害者等支援事業について伺います。決算書で288ページになります。これは事前に財政課から予備費や予算流用で行った事業一覧をもらって、その中に載っていたんですけれど、当初想定していなかった障害児送迎用バスの安全装置設置に関する補助を至急実施することになり、予備費で対応したということなんですか。これは保育園のバスの置き去り事故を受けて保育園と同じような安全装置の設置に補助金を交付したというふうに考えていいんでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 おっしゃるとおりでございます。

○林 事業費が3,186万円となっているんですけれど、この内訳をお示しいただけますか。

○次長兼障害福祉課長 この3,180万円につきましては、バスにお子様が置き去りになったときに知らせるセンサーですとか、あと確認のボタンを押さないで車から降りた場合に15分後にブザーで知らせるといったような、バスに取り付ける安全装置に関するものでございます。以上です。

○林 バスで送迎する該当事業者が何団体で、そのうち補助金を交付した事業者は何団体あるんでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 今手元がないので、確認をして後ほどお答えしたいと思います。

○委員長 それでは、後ほどよろしく申し上げます。

○林 それでは、予防接種事業について伺います。決算報告書の86ページになります。予防接種事業は、先ほどもちょっと出ましたけれど、小児インフルエンザのワクチンの1,500円の助成が始まったので、大きく事業費が上がっています。予防接種事業費の総額というのは昨年度12億200万円に上って、令和3年度は10億6,300万円だったので、2億円近く上がっています。ちょっとこれ確認したいんですけど、予防接種事業は定期接種であっても国や県の補助がなくというお話だったと思うんですけど、これ全部柏市の負担になるという認識でいいんでしょうか。

○健康増進課長 予防接種に関しましては、定期接種につきましては国の地方交付税措置を9割受けているものとなります。以上になります。

○林 分かりました。交付税措置だとお金には色がついていないからという議論にまたなってしまうんですけど、それでインフルエンザの近年の感染状況を保健所年報で確認しますと、定点把握対象医療機関14施設の報告が令和2年度1,432件、令和3年度は9件、令和4年度は48件という状況だったんです。これはどうなんだろう、定点把握の対象医療機関の中でこの報告があるというのが多いのか少ないのかというのがちょっとよく分からなかったんですけど、一体年に何件くらいの報告が上がれば流行というふうに捉えられるんでしょうか。

○保健予防課長 定点把握、こちら記載しているものが1年間14か所の医療機関、インフルエンザ定点14か所と小児科定点9か所から御報告いただいているものになりまして、流行状況の数字については今ちょっと持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。以上です。

○林 小児インフルエンザワクチンは、予防接種法に基づかない任意接種という扱いだと思います。先日一般質問でも、男性へのHPVワクチンの助成については定期接種に位置づけられていない、補償の在り方なんかも違ってくるという理由もあって助成は検討していないというようなお話だったと思います。この小児インフルエンザワクチンへの助成については、どのような話合いの下でどのような判断が必要というふうにされたのか確認をしたいと思います。

○健康増進課長 小児インフルエンザの予防接種費用助成につきましては、任意接種の扱いになっておりますけれども、まず1つは子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることが目的となっております。それと、新型コロナウイルス感染症との

同時流行の部分の懸念もありましたので、助成事業が開始されたというような形になります。以上になります。

○林 助成がまだ始まったばかりで、まだ数字等確認できないんですけど、これから予防接種事業費がどんどん増額していくことと、ワクチン接種件数が増えたときに本当にインフルエンザの流行がなくなっていくのか。インフルエンザワクチンを接種した人が本当に重症化を抑えられるのかというのはしっかりデータは取れるようになると思いますので、公衆衛生上の費用対効果をしっかり検証していただきたいと思います。ワクチンのメリットの部分しか見ずに推進しようとする人もいますんですけど、全ての薬剤にはリスクがあって、最近の厚生科学審議会の副反応の検討部会のほうではインフルエンザワクチンの副反応報告資料も提出されているんですけど、2年間で副反応報告が58、うち重篤な報告が30、死亡も4というふうにされているんですね。ワクチン接種した後に亡くなっている方もいるという、このリスクの部分についてももしっかり周知いただきたいなと思います。

○委員長 それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後 零時 3分休憩

○

午後 1時開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 質疑を続行いたします。

○次長兼障害福祉課長 先ほど林委員から御質問いただきましたバスの安全装置の予定台数、それから現在までの実績について報告させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。予備費で予算に計上した対象台数が177台、これ事業所に対するアンケートの結果を基に算出しております。この取付け事業は今年度末までが対象となっております。昨年度、令和4年度に関しましてはゼロ台でございました。今年度につきましては、今現在で48件の補助を行っております。以上でございます。

○健康増進課長 先ほど林委員から御質問いただきました柏市健康診査について御報告いたします。柏市健康診査は、40歳以上の方の生活保護受給者の方などの無保険者の方を対象に実施している健康診査になります。対象者のうち、40歳から74歳までの方はお申込制ではなく、全数の方に健康診査の御案内をお送りいたしているところです。75歳以上につきましては、御希望の方が生活支援課のほうにお申出をいただきまして、そのお申出いただいた方の御希望者のリストを頂きまして、受診券をお送りしているような状況となっております。そして、健康診査の結果、要指導と判定を医師からされた方につきましては、健康増進課のほうで実施しております相談事業であるヘルスアップ相談という相談事業のほうへ御案内をしているところです。このヘルスアップ相談につきましては、健康診査の結果、生活習慣の改善が必要な方に保健師や管理栄養士のほうが個別相談を行って、その方の生活状況を確認しまして、必要な御相談や御支援をするというような相談事業になっておりま

す。健康増進課からは以上になります。

○保健予防課長 先ほどの林委員からの御質問に対しまして2点補足させていただきます。H I Vの今年度の執行につきましては、事業費としては100万なんですけれども、執行率は44.81%となっております、コロナ前と同規模の事業費になっておりますのは、検査方法が一部変わりました、今まで自機関で実施していた検査内容につきまして外部委託化されているということと、あと検査に対応する医師のほうを雇い上げているということで事業費が多くなっているものとなっております。あと、インフルエンザにつきましてコロナ前からの定点把握医療機関からの報告につきましては、平成29年が4,744人、平成30年が4,625人、令和元年が5,272人となっております。以上でございます。

○生活支援課長 先ほどの林委員の御質問の中で今健康増進課のほうでお答えしました健康診査の結果の補足をさせていただきます。C判定を受けた方に対しては、生活支援課のほうで各ケースワーカーや、こちらのほうで会計年度職員として看護師を雇用していますので、そちらのほうから受診指導を行っております。また、成人病予防として健康管理支援事業というところを看護師と一緒に行ってまして、通年、1年通してケースワーカーと看護師で個別指導計画を立て、成人病予防についてお話をしたり、受診の結果を見ながら指導したりということを行っています。

もう一点なんですけれども、先ほど生活保護費の中でありました無料低額宿泊所の日常生活支援事業の利用者なんですけれども、利用者のほうには変動が、1日でも出られる方がいたり、1年いたりする方もいるので、定点になるんですけれども、実人数で令和4年3月末が19名、令和5年3月末が20名、令和4年度の延べ人数が254名になっております。以上です。

○林 それでは、ごめんなさい、今お聞きしたことで何点か確認したいんですけれども、まず生活保護事業の保険者の方に特定健康診査をやっているやつなんですけれども、申込者が2,390人って書いてあったんですけれども、これは単に40歳以上ということなんでしょうか。

○健康増進課長 申込者のうち、40から74歳の方は全数、75歳以上の方だけ御希望者を募っておりますので、それを合算した数となります。以上になります。

○林 分かりました。それでは、申込者に対して結局受診している人が少ないという理由がよく分かりました。ありがとうございます。

あと、すみません、障害者等支援事業のバス置き去りの話なんですけれども、ちょっと今数字が分かんなくて、今年度末で48台、昨年度はゼロとおっしゃいました。177台って何の数字ですか。

○次長兼障害福祉課長 説明が拙くて申し訳ございません。177台というのは、まず障害のお子さんが通う事業所の使っている車が、アンケートの結果を基に算出しているんですが、恐らく177台必要であろうということで予備費で予算を計上させていただいております。予備費で対応した理由は、昨年度1事業所ではあったんですけれども、年度内に安全装置をつけたいという希望をされた事業所がありましたので、

全体で必要となる額について全て予備費で3,186万円ということで計上させていただきました。ただ、結果的に機械が入手できないということで、昨年度、令和4年度には取付けができなかったということがありましてゼロ台という結果になっております。それで、今年度の末までにバスの安全装置を取り付けるということが義務化されまして、今現在も補助は行っておるんですけども、今現在の最新の数字で申請いただいているのが48台分ということになっております。以上でよろしいでしょうか。

○林 ありがとうございます。それでは、休憩前に引き続き次の項目を、市立柏病院の経営基盤強化事業について伺います。決算報告書で85ページになります。負担金にある政策交付金は、平成25年度からずっと2億円だったんですけど、令和5年度予算、今年度になっちゃいますけど、1億4,000万円になります。指定管理の更新の際に指定管理の条件などメニューの変更があったというふうにお聞きしているんですけど、政策的に何か大きな変更というのがあるのでしたら、お示してください。

○医療公社管理課長 令和5年度より、こちら今御指摘ありました政策的医療交付金の内訳について見直しを行っております。従来リハビリテーション医療ですとか院内保育所などの運営経費についても政策的医療交付金に含めて交付をしてきたところなんですけど、令和5年度から指定管理者の指定管理の期間のほうが新しい期間に入りましたので、そのタイミングで従来からやっております救急医療、それから小児科医療、これについて継続していくとともに、医師や看護師の研修費用、その2分の1について政策医療交付金として交付するというものを残して、少しスリム化して現在令和5年度実施しているところでございます。以上です。

○林 分かりました。令和4年度は補助金として収支不足という説明で書いてあるんですけど、6,390万円が計上されています。この金額は平成28年から30年まではなかったんですけど、この間は収支不足の補填はしていなくて、それ以外の期間でずっと補填していたということなんでしょうか。

○医療公社管理課長 御指摘の期間については、補助金の支出はございませんでした。近年において病院事業会計の収支の不足を補填するということで補助金のほうの執行をしているところでございます。

○林 コロナ禍でしようがない部分もあると思うんですけど、令和元年度から徐々にこの収支不足の金額がちょっと膨らんでいて、2,000万円台だったのが今回昨年度は6,390万円ということで、この状況についてお示しいただけますか。

○医療公社管理課長 特にコロナ禍入りまして、本来病院事業会計に入ってくるはずといいますか、予算で見込んでおりました指定管理者負担金、医療公社の経常利益の10%、そこの部分が赤字になってしまったために入ってこなかったというところも1つ影響しているところかと思えます。また、令和4年度につきましては市立病院の建て替えの事業を開始しておりまして、それに係る経費として基本計画の策定支援業務の委託料1,870万円ですとか、あとその事業を進める体制の構築として医

療公社管理課1名職員増員しております。病院事業会計のほうで給与の負担も開始されておりますので、令和3年度に比較して4年度のほうは収支の過不足が大きくなってきております。そのため、前年度より3,000万程度でしょうか、補助金のほうも増額して6,300万程度の補助金となっていると、そういった状況でございます。以上です。

○林 分かりました。ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルスワクチン接種証明書発行事業、決算書でいうと337ページだと思います。これも不用額一覧を見ていて気になったんですけど、令和4年度の予算が4,310万円に対して決算額が69万円でした。執行率が1.61%と極端に小さくなっています。発行件数は6万7,891件あったということなんですけれど、そもそもどれぐらいの規模で予算措置したんでしょうか。

○健康増進課副参事 予算額申し上げます。4,310万4,000円でございます。以上でございます。

○林 じゃなくて、そもそもどれぐらい発行するつもりでこの金額にしたのかという質問です。

○健康増進課副参事 発行する件数というのはちょっと見てはいなかったんですけども、まだ始まったばかりだったので、出した数字としては委員おっしゃるとおり6万7,891というのはあるんですけども、予算のときにおいてどのぐらい発行するかというのは見込みませんでした。以上でございます。

○林 執行率が1.61%なので、予算が4,310万円、決算が69万円って物すごく安くなっているの、どうしてこうなっちゃったのかというのを示していただきたいんですけど。

○健康増進課副参事 コロナウイルスワクチン事業につきましては、2つの事業を持ってございます。証明書につきましては、証明書のほうだけで予算計上したところでありまして、ほかの事業、つまり窓口業務の中で接種券の発行であったりとか証明書の発行と一体的にやったほうがよいということがございましたので、証明書の発行のお金というものは執行することなく、一体的に事業を行ったことから、結果として1.6%という形でお金を使わずに執行することができたというところがございます。以上でございます。

○林 分かりました。じゃ、ここでやる予定だった事業をほかの項目にのせてやっているということなんですね。

○健康増進課副参事 おっしゃるとおりでございます。

○林 それでは次、感染症予防事業について伺います。決算書は341ページになります。これも不用額一覧で気になったんですけど、もともと445万円の予算で決算額が159万円なんですけれど、そもそもこの感染症予防事業、これの中身って何ですか。

○保健予防課長 1類から4類までの感染症発生時の調査ですとか、あと検査を実施するに当たって千葉県衛生研究所のほうで菌株検査ですとか、そういった検査を実施していただくものになっております。執行率が低かったのは、1類から3類

までのコロナ以外の感染症が少なかったことによるものでございます。以上でございます。

○林 ありがとうございます。

それでは次、がん検診事業について伺います。決算報告書の94ページになります。がん検診事業は、胃がん検診と乳がん検診が2年に1回になったのもあって令和元年度に受診者数が大きく減少しています。その後、やはりコロナの影響なのか、受診者数がずっと少ない状況というのが続いています。令和4年度は数字的には少し回復したように見えたんですけど、担当課はどう見えていますか。

○健康増進課長 がん検診の受診率につきましては、やはり新型コロナの影響がありまして令和2年度受診率がかなり低くなった状況になります。令和3年度からは、がん検診の受診が不要不急の外出に当たらないというような周知を強化しまして、徐々に回復しているような状況となっているというふうに考えております。以上になります。

○林 ただし、そこまで受診者数が回復していない中で事業費はここ10年で見て一番大きな金額になっているんですけど、その理由というのは分かりますか。

○健康増進課長 今回令和4年度の乳がん検診につきましては、あいだの年検診ということで2年に1回の受診間隔の間に御希望があれば受診ができる体制としておりますが、令和4年度その乳がん検診の受診者数が多くなったことが影響しているというふうに考えております。以上になります。

○林 分かりました。ありがとうございます。

それでは次、生活困窮者自立支援事業について伺います。決算報告書では56ページ、決算書では244ページになります。あと、事前に資料要求で頂いた資料がありまして、ちょっと決算書と決算報告書の項目が多少違うんですけど、ごめんなさい、これ私しか分かんない質問になっちゃうんですけど、私が頂いた資料はあいネットに委託している分の内訳を頂いたんでしょうか。

○生活支援課長 こちらのほうの資料要求でお渡ししているものは、あいネット以外、一時生活支援事業というところがあいネットの委託以外のものになっております。ほかの項目は、あいネットへの委託になっています。以上です。

○林 こちらのほう見ると、生活困窮者自立支援事業は平成27年度に始まった当時より実施項目も件数も少しずつ増えていると思います。令和2年度と3年度の件数はあまり変わらないんですけど、令和4年度は件数がすごく増えています。ただし、事業費が逆に少なくなっています。さっきちょっと武藤さんも触れたと思うんですけど、分からなかったのもう一度ここを御説明いただいでよろしいですか。

○生活支援課長 こちらのほうに関しましては、コロナ禍になりまして、住居確保給付金の相談や、あと自立支援金の相談、また現在は社会福祉協議会でやっていたコロナ禍の貸付けの償還に関して、その後の償還免除についての御相談やそれに類似して就労相談というところが位置づけられていまして、その影響で令和4年度増

えたと考えております。以上です。

○林 分かりました。実際に相談が少ないわけではなくて、やっぱりあったんですよ。なのに事業費が少ないって、これはだからあいネットにお支払いする分が少なくなっているのかなと思ったんですけれど、どうなんですか。

○生活支援課長 事業費に関しましては、人件費が主な事業費になっておりまして、ここ数年、令和3年、令和4年ともに7人工ということで人工自体が変わっていませんので、すみません、自立支援事業が中心なんですけれども、どの事業も人工が変わっていませんので、ほぼほぼ横ばいで、人件費の増加分、また年度末に精算をさせていただいていますので、人件費で人がお休みしたとか退職したとかで若干減っている部分もあるんですけれども、ほぼほぼ横ばいと思っております。以上です。

○林 本市の結構相談事業の重要な部分を担っていただいていると思いますので、十分な費用がついていればいいんですけれど、その辺よく確認しながら進めていただければと思います。

母子保健推進事業について伺います。決算書で375ページになります。これも予算額に対して決算額がすごく少なかったんですけれど、気になったのが8か月児相談事業というのが令和4年度はゼロ回になっているんですけれど、これはこの母子保健推進事業の中の事業ですか。

○地域保健課長 おっしゃるとおり、8か月児相談事業というのが生後8か月のときにお越しいただいて、いろいろな身長、体重をはかったり、相談に乗ったりという事業なんですけど、集団で行っておりますので、令和4年度は昨年度から引き続きコロナの流行ということを理由としまして集団で行うということは中止しておりました。その分、啓発ということでもいろいろな情報発信等は代わりに行っておりましたが、集団で行うというものを中止しております。そのための人件費等が使わなかったということで事業費のほうが減っております。以上です。

○林 コロナ前とコロナ後、コロナ中を比べているなら分かるんですけど、令和3年度は20回531件やっていますと書いてあるんですけどね。令和3年度もコロナ禍だったと思いますので、何で令和4年度だけ集団をやめたのかなというのが気になったんですけれど、お示しいただけますか。

○地域保健課長 令和3年度は、緊急事態宣言等が解除された段階で再開をするというようなことを行っていましたので、若干開催をしておりました。ただ、緊急事態宣言が何回も繰り返し起こるということを考えまして、市民の方が混乱してしまうということで、集団の事業としては一旦中止という形にして、その分駅前の相談窓口等を活用して個別相談の充実というものを図ってまいりました。以上です。

○林 分かりました。それでは、コロナが5類に落ち着いたということで、今年度はまた集団が復活するのでしょうか。

○地域保健課長 委員のおっしゃるとおり、5月から再開をしておりますので、今現在月4回実施をしております。以上です。

○林 それでは、産前・産後サポート事業について伺います。これも不用額一覧で

執行率が低かったものです。決算書だと376ページになります。これは何かなと思っています。いろいろ探したんですけど、ママパパサロンというのが令和4年度少なくなっているの、これかなと思ったんですけど、これですか。

○**地域保健課長** 2つ事業がございまして、おっしゃるママパパ学級についてと、あともう一つ、訪問事業というものを行ってございまして、その支出が少なかったということになります。ママパパサロンにつきましては、集団で行うということをおんラインで行うという形に変えましたので、通知のほうなどや、あとは紙の資料等というものがなくなったということで、あと人件費というものがなくなったので、経費のほうが少なくなりました。あと、訪問事業につきましても、任用職員が訪問を、正規の職員が両方で実施をしているんですが、昨年の場合、正規の職員が訪問した数が多かったということで実際人件費ということでは任用職員への支払いが少なくなったというような状況にあります。以上です。

○**林** よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、議案第16号、柏市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について伺います。できる限り保険料の据置きを努力していただいて、令和4年度に引き続き令和5年度の保険料率が改定しなかったところですが、財政調整基金もなくなってきていますし、令和6年度の予算編成時には保険料の改定をしないと無理だろうという話だったと思うんですけど、今財政調整基金見ますと令和3年度末残高が15億5,500万円で、令和4年度は3億3,000万円ほど積み増しして、令和4年度末残高が18億9,100万円になっています。これは昨年度お聞きしたときと状況が多少変わっているのでしょうか。お示しいただけますか。

○**保険年金課長** 年度末残高として18億9,000万円の基金残高を確保できている、そしてその基金残高を本年度全額取り崩すという前提で今年度の国保会計の当初予算が編成されているということになります。以上です。

○**林** 分かりました。そうすると、令和6年度の料金改定はやはり避けられないという見込みでよろしいですか。

○**保険年金課長** そのとおりです。

○**林** 事前に被保険者の所得階層別世帯数の推移の資料を頂いたんですけど、一番低い所得階層とその次に低い所得階層の世帯数が増えているんですけど、一方で収入が一番多い所得階層の人数も増えていて、加入者の所得の推移というのを担当課ではどのように見えていますか。

○**保険年金課長** 所得の推移に関しましては、私どもが予算編成を行う場合には税部分のほうで推計している市民全体の所得の伸び的なものを同様に使わせていただいているところではあります。実際の結果のほうを見ておきますと、ここ数年は多少平均的な所得としては上がってきているのかなというふうに認識をしております。ただ、この原因が何なのか、例えば新型コロナ関連で何かしらの給付を受けたとか、そういうことが理由で上がったのかどうかというのがちょっと定かではありません。以上です。

○林 分かりました。国保の破綻は国の根本の問題だと思います。私も基礎自治体が補填し続けることは決して好ましいとは思っていません。でも、一方で物価高騰が継続する中で、ただでさえ高い国保料の増額というのはやはり市民にとって大きな負担になると思いますので、財政措置についてもぜひ検討いただきたいことを要望いたします。

それでは、議案第19号の令和4年度柏市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について伺います。介護保険事業の財政調整基金を見たら、1億5,500万円積み増して37億2,000万円になっていて、次年度の繰越額が6億1,400万円になっているんですけど、この基金残高と繰越額はどのようなお考えでこのような額にしているのかなというのが気になりました。お示しいただけますか。

○次長兼高齢者支援課長 介護保険会計につきましては、3年ごとに保険料を改定してございます。今現在は第8期の期間3年間の今年度が3年目に当たるんですが、令和3、4、5年の間に25億円の基金を取り崩すという見込みで保険料を設定してございました。ただ、結果的にコロナの影響などもございまして、要介護認定者の伸びですとか、介護給付費が当初想定したよりも、大体95%とか98%程度で当初の見込みよりも低い水準で推移しておりました。そのために基金25億円、3年間の間に25億円を取り崩す想定でございましたが、結果的に基金を使わずにこの2年間、最初の2年間は過ぎていくところでございます。今年度3年間のうちの最後の1年でございますが、今年度についてまだちょっと、上半期終わったところなので何とも言えないんですが、取り崩すことになるかどうかというところで微妙な状況でございます。以上です。

○林 分かりました。じゃ、ここについてはまだ答えられないということですね。

それでは、次伺います。議案第23号の後期高齢者特別会計の歳入歳出決算の認定について伺います。先ほど少し出ました。2割になってしまった方が1万7,489人というふうに先ほど答弁されていたと思います。実際2割になってしまったことによる影響額みたいなものを把握できるのでしょうか。

○保険年金課長 影響額そのものは、給付関係のデータを取りまとめております千葉県後期高齢者医療広域連合、こちらのほうで整理していただければ把握することは可能だと思います。ただ、2割負担の導入に際しましては、たしか一部負担金の急激な上昇を抑制するためというようなことで経過措置として、一月3,000円までといったような上限が設けられていたかと思います。以上です。

○林 それでは、今多分分からないということだと思うんですけど、調べれば分かることということなので、後ほど資料を示していただきたいと思います。まさにその3,000円のところお聞きしたかったんですけど、施行3年後、1か月の外来医療の窓口負担増加額を3,000円までに抑える負担激増緩和策というのがあると思います。その配慮の措置の適用されるということは、自己負担増加額の月3,000円を超えて支払った金額が高額療養費として払戻されるというふうにちょっと調べたんですけど、そうすると広域連合から支給対象者に申請書を送付して、それを市町

村の後期高齢者医療制度担当窓口宛てに記入して返送するという事務が増えているのかなと思うんですけど、本市ではそういう感じですか。

○**保険年金課長** 確かに若干そういった申請が増えたという様子はいかがえるんですけども、何件というデータは取っていないんですけども、そういう状況です。後期高齢者に関しましては、高額療養費の申請というのは1回行っていただければ、その後は発生の都度あらかじめお届けいただいた口座のほうに自動的に振り込むという形にさせていただいております。以上です。

○**林** 分かりました。後期高齢者医療保険の加入者が少しずつ増えているんですけど、令和4年度だけ若干減っているんですけど、これって理由何かありますか。

○**保険年金課長** 後期高齢者が減っているという事実はないかと思います。近年で申し上げますと、令和2年が年度の平均で5万4,134、次の年が5万5,600、その次が5万8,709ということです。以上です。

○**林** 分かりました。頂いた資料見てそう思ったんですけど、私の勘違いだったかもしれません。すみません。ありがとうございます。この区分は以上になります。

○**北村** では、項目を絞って、決算報告書の54ページ、成年後見制度利用促進事業でございます。本当に高齢社会の中で、権利擁護だったり身上監護、こういうのは本当に大事だと思っていて、ますますこの成年後見というのを多くの市民に知っていただいて、また利用していただいて権利擁護を進めていかなければいけないという問題意識がございます。この事業でお聞きしたいのが、成年後見制度利用促進事業として後見人養成講座だったり、後見事業に対する補助を実施とありますけれども、かしわ福祉権利擁護センター、まずどういう取組をしていますでしょうか。

○**地域包括支援課長** 成年後見の権利擁護センターにつきましては、成年後見人の法人後見を請け負っていただいたりですとか、あと市長申立てで成年後見人の申立てをするときにはどういった職種の方が請け負っていただくといいのか、受任調整会議等を開いていただいたり、あるいは後見人の監督業務を行ったり、市民後見人の交流会など行っていただいております。以上です。

○**北村** まず、法定後見人と任意後見人があって、法定後見人は御案内のとおり家庭裁判所により成年後見が選ばれる制度でございます。また、任意後見人というのは、将来判断能力が不十分になった場合に備えて元気なときに将来の心配というか、いろいろ対処していこうということで、私は後でちょっと数字も示したいと思いますが、任意後見を進めていくことが本当に重要だと思うんです。元気なうちに将来のことを考えていく、そういうことをすることが必要なんですが、現在たしか厚労省の高齢社会白書などを見ても、成年後見制度の利用状況というのを見て、全体で24万人ぐらい。認知症が約500万人とか600万人なのに、この成年後見が利用されている人数が全体で24万人しかないと、その中で任意後見というのが本当に1%ぐらいなんですよね。24万人のうち二千五、六百、成年後見に関しては18万ぐらいあるんですけども、私はここをすごく注目したんです。だから、ここの部分を認知症のみならず、いろんな虐待とか、自分で意思決定ができない方をどういうふうに保

護していくかというのを本当に真剣に考えなきゃいけないんだと思うし、私も選挙のとき駅に立っていたら、ある方が、元気な方なんですけども、年配の方が私に、あなた、社労士をやっているんでしょうと、成年後見、こういうのを、今私は元気なんだけど、お願いしたいと駅で言われました。その御相談者は、実はお孫さんがやっぱりそういう社労士とかしていて、家族に頼めばいいんじゃないかと思われるかもしれないけど、やっぱり家族だからこそいろんな搾取とか不正というのがあるという状況もありまして、ぜひここを推進いただきたいなと思います。決算の報告書に戻りますけども、お聞きしたいのは柏市が市民後見人養成講座を平成26年ぐらいから実施されていて、修了者数が延べ五十何人いらっしゃると思うんですけども、今市民後見人養成講座を受けたのは何名でしょうか。

○地域包括支援課長 市民後見養成研修を受けていただいて、かつ候補者として登録をいただいたというところまで、最後まで行っていただいた方につきましては43名となっております。以上です。

○北村 43名ですか。私社会福祉協議会の数字を足し合わせてみたら56人とかなったので、そのずれの差がよく分からないんですけど、ここに書いてあるとおり修了者数が52人、単独受任が10人、法人後見が32。この市民後見人を受けた方というのは大体何歳ぐらいの方で、どういう思いでこういう養成講座を受けたのでしょうか。私はやっぱり市長申立てもどんどんしていくべきだと思うし、たしか市長申立てって制度が始まった当初は2000年ぐらいはゼロ人だったのが今市長申立てで9,200人ぐらいになっていますけども、市長申立てを増やしていく必要があるというのと同時に、この市民後見人を増やしていくと。お聞きしたいのは、今四十何人ですか、その人数の中での市民後見人の年代とか、どういうふうに活動につながっていくかというのをお示してください。

○地域包括支援課長 まず年代なんですけど、年代は、主に50歳代以上の方が多くて、御自身がお仕事が一段落した方ですとか、そういったときに社会貢献をしていきたい方、あるいは介護福祉施設で働いていたことを経て退職されたので、そういった活動ができないかと思って受講された方、あるいは家族の中にやはり認知症になられてしまって意思決定が難しかったところの経験を生かしたいといった方なんかを受講されています。以上です。

○北村 では、2番です。その相談件数、成年後見を支える地域連携ネットワークをつなぐ中核機関を設置し、広報啓発、相談、利用促進、後見人支援を実施、この相談件数の内容、これはどういうものが多くて、そしてどういうふうの後見につなげたんでしょうか。

○地域包括支援課長 相談内容につきまして、少々お待ちください。

○委員長 時間かかりそうでしょうか。

○地域包括支援課長 すみません、確認できましたらお答えいたします。すみません、お時間。

○委員長 それでは、後ほどよろしくお願ひいたします。

○北村 では、候補者調整会議の実施状況、後見人の支援件数、この会議の開催回数、この9件というのは多いのか少ないのかはちょっと私は判断はできないんですけども、これもどういう会議なのか、概要と中身、そして調整件数が22件、どういう調整が行われて後見に至ったのか、至っていないのか。例えばこれは、件数というのは全てが別件なのか、同一案件も含まれてこうなのか。問題意識としては、やっぱり最初に申し上げたとおり、認知症や虐待を受けているような方、何百万人もいる中での件数が少ないんじゃないかというところがあります。調整会議について概要、中身についてお示してください。

○地域包括支援課長 会議につきましては、市長申立てが必要だという人が発覚した場合に必要なに応じて開催をしております。調整件数につきましては、全て別の方で、延べではない状況となっております。会議につきましては、社会福祉協議会のほうが請け負っております中核機関と、あとは高齢者の場合ですと地域包括支援課の職員、それから障害者の場合は障害福祉課の職員、それと専門職種の方から御意見をいただいて、それぞれの高齢者の方とか障害者の方というのは取り巻く環境とか事情が違いますので、こういったケースでこういう課題を抱えている人にはこういった職種の方を候補として考えたらいいかというところを話し合ってお亡くなりにならない場合については必ずつながっております。ただ、実際に誰を後見人にするかということは裁判所が決定いたします。以上です。

○北村 そのつなぐことが本当大事だと思うんですけども、この需要と供給というのが実際どうなのかというのがすごく気になって、私はなぜ市長申立てを増やす必要があるかと考えたところ、やはり行政というのは本当にどこに困った人がいるかというのは一般の民間よりはつかみやすいと思うんです。そういうところをしっかりと把握した上で、潜在的、水面下で権利擁護が必要な方をぜひ救っていただきたいと思います。この権利擁護のときに、申立てがそもそも本人だったり、配偶者、親族、4親等内の親族が申立てというのをして、それができないときとか、そういうときに市長の申立てをすると。ここで問題は起こるのは、さっきも申し上げた不正なんですよね、搾取です。この部分に私は結構問題意識もありまして、柏市において成年後見制度の利用促進事業、ここには書かれていないですけども、こういう不正とか搾取というのは何かつかんだりとかしているのか、問題意識があったりして、そこに対して今まで何か投資をしてきましたでしょうか。

○地域包括支援課長 当課のほうではそういった事案は今まで把握したことはございません。どちらかというところ、親族の方が後見を立てる前に場合によっては経済的虐待というところがあって、御本人は意思表示がなかなか難しいという状態で、それで後見につないで、親族ではなく第三者の方が財産を管理するといったところにつながったケースなんかは把握がございます。以上です。

○北村 後見人制度の開始時には親族が選任されるケースが多かったですけども、現在では弁護士とか司法書士とか専門職の後見人が増えている中で、やっぱり親族後見人というのがかなり横領などの不正の懸念があるのかなと、そういうふう起こ

らないように制度としてそういうものを整えていくというような思いを持っております。

○委員長 北村委員、簡潔にお願いいたします。

○北村 分かりました。では、成年後見制度に関しては今後の一般質問等で詳しく取り上げたいと思います。

では、その下の55ページです。自殺予防対策で1点だけ聞きたいんですけども、以前本会議でも言っていたSNSを利用した自殺対策予防事業、これは決算額の中等に入っておるのでしょうか。

○福祉政策課長 SNSを利用した自殺予防対策事業に関しては、この中には入っておりません。ただ、近いものとしてインターネットゲートキーパー事業がございます。これは、ウェブの広告表示機能を生かしたゲートキーパーといたしますか、相談窓口へのつながりの事業となっております。以上です。

○北村 インターネットゲートキーパー事業はもちろん知っていますけども、何かSNSを利用した自殺対策予防事業を始めるというような記憶があったんですが、それはないということなんですね。分かりました。

じゃ、介護人材の件について行きたいんですけども、62ページ、1番、出展法人数30に対して来場者数が108、この来場者数の中には転職希望の方とか、まさに新卒のようなこれからこういう介護職などをしたい方、いろいろいらっしゃると思うんですけども、この108名というのはどういう内訳で、そしてこの採用者数につながった方、つながらなかった方はなぜつながらなかったのかをちょっとお示しいただきたいと思います。

○次長兼高齢者支援課長 来場者の方の内訳なんですけども、詳しくその方がどういう方というのを集計はしていないんですけども、現地で受付なんかをしながら状況を見ていますと、転職という形で求められておいでになる方、例えば同じ介護業界で別な事業所から転職をすとか、あるいは全く違う業種から初めて、例えば今まで専業主婦だったけれども、初めて介護やってみようかしらという方もおいでになりますし、あと比較的いらっしゃるのがシニアの方で、自分の仕事は引退したけれども、まだ元気だし、役立つ仕事したくて資格も取ったというふうな形で、自ら資格を取ってこういう場においでになる方もいらっしゃいます。ただ、それが結果的に採用につながった方が11名というところなんですけれども、これについては実際このイベントの中で様々な法人のブースを回っていただくんですけども、その法人が求めるものと求職されている方が求めている要件とがなかなか合致しなかったりということで採用に結びつく方が少なかったのではないかなというふうに捉えております。以上です。

○北村 ありがとうございます。この事業自体は私もすごくいいなと思って、私も受けたいなと、利用したいなと思ったぐらいでございますが、以前ある九州の首長と話したときに、結局こういう福祉人材、介護人材を育てても、投資をしてもやっぱり大都市のほうに取られてしまうと、結果的に。そういうことがあるんだなとい

うふうに認識して、柏市はそういう取られるほうなのか、取るほうなのかは分かりませんが、この人材をある意味投資して育てて、そして実際は柏市で働いてもらうというところがやっぱり重要だと思うんですね。そこは、やっぱり賃金の部分、報酬の部分というのが当然手当てが必要というか、そこにちゃんと手当てをして働いてもらうというところが必要だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○次長兼高齢者支援課長 柏市で働いていただくということ、働いていただく方を一人でも増やしたいということで取り組んでいるところなんですけど、委員がおっしゃるように、柏市も近隣の中で級地と言われる級地の区分が低いものですから、この級地が介護職の方の賃金にも影響をしているので、やはり柏よりは松戸、あるいは都内のほうに職を求めている方もいて、事業者からは、ここについては非常に厳しいという声をいただいております。ただ、それでも少しでもということで、先ほど武藤委員から御質問がありました初任者研修ですとか実務者研修の補助が近隣ですと半額の補助というところが多いんですけども、柏市は全額補助をするという形で、かつ補助をする要件として柏市内の介護事業所に3か月以上勤務しているということを条件とさせていただいておりますので、まずは3か月以上柏市で勤務していただいて、資格も取りましたという方に補助をしております。先ほどの、同じになりますけれども、その後の状況については、今年度3か月から補助した後さらに継続してお勤めいただいているかどうかというところをよく捉えて、この補助の成果なんかを評価してまいりたいと考えております。以上です。

○北村 ありがとうございます。3か月働いた方がという、そういう要件はいいと思いますし、これからもやっぱりセットで、研修を受けた方がどういうふうに今ここで働いているんだ、そして働いてもらうための、例えばですけど、インセンティブを何か与えたり、仕掛けをしていくというのは人材の定着という意味で大変必要だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

95ページの、94もありますけれども、がん検診です。特に95の2番の個別の受診勧奨、再勧奨というところの区分と人数、対象者数と登録者数を見たときに随分少ないなど、対象者数が登録勧奨で約1万8,000、登録数が2,600人、約15%、ここをどういうふうに捉えていますでしょうか。

○健康増進課長 この登録勧奨につきましては、市町村のがん検診は職場ですとか人間ドックなど個でお受けになれる機会のない方について受診をしていただく検診となっておりますけれども、市のほうでしっかりそういった機会があるかどうかというのが把握できていない状況にあります。ですので、対象者の方にお送りをしてはいるんですけども、実際にその機会があるかないかというところが未把握であるというところが課題となっている状況になります。以上になります。

○北村 登録勧奨にしても受診の再勧奨にしても15%から25%、これはちょっと低いなど、実際ここ低いから、登録者や受診者数が少ないからといって縮小方向に仮に向かっていくということは私は避けていただきたいというか、逆に予算今回13%、決算減っていますけれども、減っているから、少ないからこそあえて上げていく、そ

ういう考えで取組をしていただきたいというのはお願いをしたいんですけども、ちなみにこの13%減っているというところはどういう要因で減っているのでしょうか。

○健康増進課長 登録勸奨につきましては、今委員からおっしゃられましたように今後登録を勸奨する対象者を増やしていくような形で検討しております。令和4年度よりも令和5年度には対象者を広げて勸奨する予定となっております。登録者数が減っている要因というのは、しっかりと検証ができていないところになります。以上になります。

○北村 そこはぜひ検証していただきたいんです。ほかの自治体がどうなのか分かりませんが、随分と低いと、それでこの低い理由も分からないと。どうなんでしょう、そこはぜひ検証していただいて、何でこういう低いのか、今後上がる可能性がないのか、どうしたら上がるかというのはまた議論できればと思います。以上で大丈夫です。

○福祉政策課長 先ほど北村委員から御質問のありました自殺予防対策事業について補足をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長 はい、どうぞ。

○福祉政策課長 先ほどSNSの取組はありますかというお話だったのですが、市のほうでは行っておりませんというお話をいたしました。ちなみに、千葉県のほうでラインでの相談を行っているほか、国のほうでもそういった相談をしている事業者を表示しております。あと、今回令和4年度の決算ということでしたが、令和5年度、ちょっとユーチューブを使った自殺予防対策事業を行っております。以上です。

○地域包括支援課長 先ほど北村委員からお尋ねのありました中核機関の相談の内訳でございます。内容でございますが、主に問合せされる方は高齢者御本人、あるいはお子さん、それからそのほかの親族の方、福祉関係者の方から成年後見制度の先々の利用について、制度がまずそもそも知りたいというところのお問合せ、それから自分で備えることがどんなことを備えればいいのかというところで、エンディングノートの御紹介をしたりとか、手続はこうしておくというところで御案内をしたりとかしております。また、そのほかとしましては、1次相談機関であります地域包括支援センターや生活支援拠点のほうからも、市民ほど多くはありませんが、利用の必要性とかの相談のほうを受けていただいております。また、相談の対応につきましては、訪問して対応する、説明をするということも多くございます。以上です。

○委員長 それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後 2時 1分休憩

○

午後 2時 9分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 質疑を続行いたします。

○古川 令和4年度の決算という重層的支援体制整備の部分がやっぱり特にこの所管の委員会は肝になると思うんですよ。ただ、所管外も含まれているので、誰にどうお聞きしたらいいのか分からないので、加藤副市長にお聞きすればいいのかなと思っっているんですけど、滑り出しということはあるんですけど、別に副市長じゃなくてもいいんですけど、実際やってみてどうだったというちょっとざくっとした言い方ですけど、もちろん課題はあるんでしょうけど、こういうところは今までと比べて少しよくなったとか、連携が取れたとかというのがあれば、副市長じゃなくていいです。じゃ、すみません、よろしくをお願いします。

○福祉部長 重層的支援事業でございますが、当該事業は社会福祉法の改正に伴いまして制度化されたものでございます。実際相談者が複合的に課題を抱えているということは、ここにきて、それは従来からかなり課題として捉えられていたものだと認識しております。そこをきちんと国が制度化して段階的に、支援される方ばかりではなく、支援される方も先々は地域の中で居場所を見つけましょうということまで、出口まで含めて総合的に整えた制度だと理解しております。今回古川委員からお示しいただきましたように、当該事業は関連部署が本当に多くあります。それは、相談者が例えば1つ、生活困窮という御相談でいただいても、その背景には例えば障害があったり、高齢であったりといろいろな複雑な課題があると。それは、一旦受け取った相談者がその場所だけ、その事業者だけで対応するのは困難ということ認識して横との連携をスムーズにつなげていくところを組織的に位置づけたものでございます。まだまだ令和4年度から始まったものなので、柏市としても本当に手探り状態で進めているところでございます。今後また関係機関と連携を深めながら、体制を整えていきたいと思っております。以上でございます。

○古川 そうすると、簡単に言うと、今まで単発というか、事業をいろいろ行ってきたのを今回の法改正によってある程度組み直すとか、そういうことをしている中で、さっきからこれはどうなんですかと言ったら、所管が替わったとか、いろんな話があって、すごく決算審査の議論がしづらいなという気は正直してはいるんですが、そうは言ってもしないわけにいかないの、幾つかお聞きをしたいと思っております。それに併せて、多機関協働事業、これあれですよ、今回新しくということで、肝。先ほども質疑があったんですけども、まず重層的支援会議の回数が4年度は6回だということで、これは要は、大、中、小じゃないですけど、段階ごとに会議をして、一番大きいところが要はこの会議だと思うんですけど、そこに至る手前の部分、どのぐらいの頻度でどれぐらい会議が行われるのか、もし分かればお伺いをしたいと思っております。

○福祉政策課主幹 すみません、御質問の意図なんですけれども、重層的支援会議が何回行われたかではなくて、重層的支援会議の小さい会議を何回。

○古川 そうそう、中とか小とかあったじゃないですか。だから、それがどの程度

行われて、この6回に積み上がっているのかが知りたい。

○福祉政策課主幹 この重層的支援会議に上がる方がそもそも複合的な課題を抱えた方が令和4年度は6件あったというような形になっておりまして、それ以前のものどれぐらいいたかということになりますと、各相談支援機関、例えば地域包括支援センターでしたり、あとこちらのほうで持っているものと福祉の総合相談事業でしたり、障害の相談支援機関でしたり、そのようなところで個別に上がってきた相談の中で複合的、もしくは複雑な課題、世帯全体を抱えなければいけないというものが6件あったというような形になっております。以上です。

○古川 じゃ、その中で支援方針の作成が17件というのは、この6件と17件というのはどういう関係になるんですか。

○福祉政策課主幹 世帯の方で課題を抱えていらっしゃる方が5人いらっしゃった場合は、5件のプランを立てます。ですので、1世帯でお一人課題を抱えた方ですと1件のプランで終わるんですが、5人いらっしゃった場合は5件プランを立てるというような形になっております。以上です。

○古川 そうすると、ちょっとプライバシーの問題とかもあると思うんですが、この支援方針、どのような内容が多いのかというところを具体的ににならないところで、いろんなところからいろいろ拾ってちゃんと支援を、プランをつくってつなげていくという話だと思うんで、今後のこともあると思うんですが、どういう内容が出てきているのかというのはちょっと実は気になっていて、お答えできる範囲で教えていただきたいと思います。

○福祉政策課主幹 事例で幾つか御紹介をさせていただきますと、やはり今課題になっている8050の方、お母様と、そして引き籠もっている息子の課題でしたり、あとは複合的な世帯になりますと、やっぱり障害をお持ちの方、そういう方が多いかなというふうに思っております。以上です。

○古川 じゃ、それはまた後で詳しく教えていただきたいと思います。さらに、今回の重層的支援体制整備事業という中で今までのフレイル予防ポイントの話聞こうと思っているんですけど、やっぱり今までの事業と多少位置づけとか、変わってきている事業があるじゃないですか。まず、その一つ、今フレイル予防ポイント事業の話をしようと思っているんですけど、結局もともとは介護保険の中で要介護予防という中で、要介護にならないとか、いわゆる一般介護ですよ、一般介護予防事業でしたか、ちょっと忘れちゃったけど、その中でやっていこうやという話で始めた結果、40歳からポイントカードが取れるというのは、まさにそれは介護保険の保険料を納めている年齢だから、40ということではじめているわけじゃないですか。それが今みたいな形で一般会計の中で今見えていますよね、この重層的支援体制整備の中で見ると、いわゆる社会参加とか、何かそんなような位置づけになってきていると。そうすると、そこら辺がどういう整理がされたのかというのがすごく気になっていて、ですから言い方を変えると、じゃ50からでもいいじゃないのという言い方もできるんじゃないかと思うんですよ。逆に言えば30からでもいいんじゃない

いかという言い方もできると思うし、その40という一つ年齢区切ったのは、やっぱり介護保険という制度に乗っかっていただけですよ。だから、その部分がどういう整理を今されているのかというのが少し気になっているので、そこをお答えいただけますか。

○次長兼高齢者支援課長 介護保険特別会計との兼ね合いという御趣旨もあったかと思えます。これについては、介護保険特別会計のほうから一般会計のほうに、介護保険のほうで対象となる部分については介護保険特別会計から一般会計に繰り出しをして実施されているものもございます。以上です。

○古川 でも、全額じゃないですよ、金額見ると。そこら辺がどういう感じで分けているんですか、今。

○次長兼高齢者支援課長 実はこれ非常に複雑で、どれがこちらの対象で、これはこちらというところが複雑で、国のほうも会計の管理、整理のところまで正直基礎自治体として国のほうも整理が追いついていないのではないかとと思われる節がございまして、非常に複雑な計算、細かくこれはあっち、これはこっちという作業をしないと数字が出せない状況になっております。これまで介護保険のほうの国から負担されていたものが今度重層的のほうに移ったので、介護保険の特別会計から一般会計のほうに移して、今度そちらのほうには重層的のほうの補助金が国から入るとか、非常に会計が複雑になっておりまして、担当部局としても非常に苦労しているところとございまして、今ここで個別にこれがそうですというような明確にお答えするのが非常に困難な状況でございます。申し訳ございません。

○古川 じゃ、やめましょう。すみません、ありがとうございました。そうなるくと、例えば今ポイントカードを令和4年度で持っている方の年代というのはどのぐらいの分布なのかというところですね。ですから、結局40代の方に例えばまさか地域のカフェとかに参加してくれというのはやっぱり言いづらいというのがあって、例えばそういう体育館とか、あとはスポーツジムとかにも置こうよという話でやってきているわけです。もちろん広くというのはあるんですけど、ただやはり4年やってみて、いろいろ今回一般質問で聞きましたけども、少し効果も検証していこうよという話の中で、令和4年度決算というところを超えない範囲で、そのポイントカードのいわゆる年代別取得者数みたいな、ざっくりでいいので、もし分かれば。あと、利用者、取っていても使っていないという人も、すみません、私もそのうちの一人ですけど、実際どれぐらい、7,000人ぐらい使っているって言っていたけど、分布としてどれぐらいのところに偏りがあるかって、もし分かればお知らせいただきたいと思えます。

○地域包括支援課長 カード保有者の年代の分布につきましては、やはり多いのは60歳以上の方が多いんですが、そのほか40代では7.3%、ちょっと5月時点の数字になっちゃうんですけども、1,542人、それから50代は14.4%で3,044人となっております。あと、カテゴリーなんですけれども、どういったことでポイントをつけていらっしゃるかというところなんですけど、一番多いのは、高齢者の方も健康意識、介

護予防を意識したところでやはり運動というのが一番皆さん取り組みやすいというところで、運動、スポーツという取組状況が全体の76%を占めている状況で、この次に多いのがボランティアの活動となっております。あと、ポイントカードなんですけども、もともと65歳以上の前期高齢者の方というところの健康寿命の延伸というところが大きい目的となっておりますので、そういったところのメニューが今一番多くはなっております。ただ、その一方で、ボランティアの活動をすることが高齢者の健康づくりに寄与するということで、そのボランティアというところが多世代の方にも居場所、多世代の方の役に立つというか、居場所だったりとか、幅広い方のためになる取組についてポイントを付与しているという状況がございます。以上です。

○古川 すみません、あとはまた一般質問で継続していきたいと思っているんですが、もう一つ考えるところが、結局市が出している全体像という図の中で見ると、フレイル予防ポイントもいわゆる地域づくり事業という中に位置づけられているわけです。そして、そこからいわゆる相談支援のほうにある程度つなぐみたいなの、そういう位置づけになっているじゃないですか。フレイル予防ポイント、ある意味社会に参加していれば元気になるよねというざっくりした見方だけじゃなくて、何かあったらちゃんと相談支援のほうにつなげますよの一部になっているわけですよ。そうすると、今のフレイル予防の例えばラジオ体操とかやっているカードホルダーなのか端末か持っている人たちに、例えばこういうことがあったら、ちゃんとつないでくださいとかというようなことはどういう感じで周知をしているのか。そこがないと本当に、言葉悪いですけど、ラジオ体操のスタンプ代わりになっちゃうわけであって、そのいわゆるつなぐ部分というのは今どういうふうにならなれているのかということをお聞きしたいと思っております。

○地域包括支援課長 委員御指摘のとおり、活動の種類によってはもしかしたらまだ十分でないところかなりあるのかなと思うんですけども、特につながりやすいところとしましては、サロンですとかカフェのような居場所のところでもそこを訪れて交流することでポイントを付与しております。そういった方が来なくなったりとか、ちょっと様子がいつもと違うというところから相談につながるというところが今のところは大きな入り口となっております。あと、運動の活動においても活動する場所によって、例えばほのぼのプラザのところでラジオ体操されている方なんかは、ほのぼのプラザのところに実は相談の窓口がいきいきセンターとか、あと地域包括支援センターが入っているというところで、場に来てもらうところがつながりやすいきっかけとなっているという面もあります。またまだのところもありますので、また考えていきたいと思っております。以上です。

○古川 ですから、例えばラジオ体操で最近来ないなといったときに、みんなはどうしたんだろうねという話になってしまうと要はスタンプカード代わりになっちゃうわけであって、例えば始まる前に、何かあったときはこういうところがあるって一言言ってもらおうとか、何かそういう努力、追跡調査はしないまでもね。だから、

そういうところはちゃんとやっていかないとこの全体像の中での位置づけというのは見えてこないのではないかなということが、ほかにもいろいろあるんですよ、だけどそこフレイル予防ポイントを1つ題材にして確認をしましたんで、そこは引き続き何か工夫をしていただけるといいかなというふうに思います。あと、それに併せて参加支援事業、障害就労等ということで、57ページですね。障害者等社会参加コーディネート事業というのがあって、これはあれですよ、あそこのラコルタの1階のあ・えーるテラスでしたっけ、ワークスでしたっけ、あそこの話だと思っただけ、作品展示会とかも私見させてもらいに行ったりとかしていて、いろいろ工夫されているんですが、やっぱり認知度というか、周知度がいまいちだなど。この実際、あ・えーるテラスでしたっけ、ワークスでしたっけ、どっちでしたっけ。

○次長兼障害福祉課長 あ・えーるテラスのほうになります。

○古川 あ・えーるテラスに、結局例えばサポステの人が来たりとか、いろいろ連携をして障害者に限らずというところでやっているんですけども、もうちょっとうまく活用できないかなということ、いい意味ですよ、思っているんですけど、何か今課題と展望というか、今後どういうふうにしていきたいとか、こんな話をもらっているとか、こんなことをもっと期待するとかってもしあったら教えていただきたいと思います。

○障害福祉課主幹 今現在あ・えーるテラス事業については、先ほど委員のほうがおっしゃっていただいたような展示会とか、そういった事業のほかに、関連のいわゆる有識者の方を招いた講演会であったりだとか、あとは現在行っているラコルタ柏の建物自体で障害理解を図るイベントを積極的に図ろうということで、各事業所が製作しているものなどを販売する販売会のほうを広く展開していこうというところを考えていたりというところがございます。以上です。

○古川 では、またそれも後で詳しくお聞かせいただきたいのと、あとその上のイベントの開催状況というところで、これも結局重層的支援整備体制事業の中の参加支援事業という位置づけになっているわけですよ、これも居場所づくりということで。そうすると、ここに書いてある多世代交流事業というのも単に多世代が集まって何かやりましたじゃこれ困るという話なわけです。そこで何かあったら、さっきと同じですよ、相談のほうにつなぐとか、そういうことがやっぱり求められるわけじゃないですか。別にラコルタ柏フェスティバルを取り上げて言うわけじゃないんですけど、何かみんなでただ集まって、いろんな世代の人が何かフェスティバルってやっているように私は参加者の一員として見えてしまうところがあるんですよ、そうじゃないところでいろいろやっているのかもしれないんですけど。だから、そこはどんな今取組をされているのか、あえてこういうところで書いてあって、開催回数と延べ参加人数って、これだけじゃ分かんないわけですよ、集まってよかったという話じゃない位置づけになっているわけですから。だから、そのところどう工夫がされて、こんな結果が出ているというんでもいいし、課題としてこういう認識があるとかというんでもいいし、ちょっとそこを教えてください。

○福祉部長 いろいろ御意見ありがとうございます。今古川委員から御意見いただきましたように、重層的支援事業のうち、参加支援事業であったり、地域づくり事業であったりというのは、先ほど申し上げましたようにまだまだ本当に手探りでやっているところがございます。今お話にありましたあ・えーるテラスであったり、ラコルタの多世代交流なんですけど、まずはそういう場所があります、そういうイベントがありますというところで、まずは事業、場所を知っていただきたい。そこで、場所があることから、相談機関がありますよとか、そういったことをうまく周知していくことにつなげていきたいと考えております。以上でございます。

○古川 期待していますんで、ぜひしっかりやりましょう。あとは、当初予算のときに幾つか、今回新規事業だということ、この説明の中にも書いてあります。1つはAYA世代のがん対策ということで入っていて、今回この決算だと7月か8月からということで半年ぐらいだからという話かもしれないですけど、40万円ぐらいで4件だったかな。やっぱり紙じゃないとこれ不便、探すの大変で、今どこだったかなと思ってちょっと探したというところあるんですけど、それぐらいだったと思うんですけど、当初予算でたしか160万とか170万ぐらい計上していたような気がするんですけど、こここのところの実績をどう見ているのか、実際にどういうことだったのか。周知がなかなか難しかったとか、もうちょっと使い方を変えないといけないとかって、そこら辺具体的に今回の決算を受けて担当課の御所見をお聞きしたいと思えます。

○健康政策課長 先ほどの予算と支出済額の乖離の部分というところなんですけれども、まず利用者数に関しましては、これはおおむね想定どおりというところで、申請件数自体は登録申請件数自体は6件だったんですけども、実際のその利用の月数でありますとか利用のサービス内容といったものが予算のときに見込んでいたものと少し違いが出てきていたというところなんです。例えばその月数なんですけれども、この辺りおおむね4か月想定しておったんですけども、実際に蓋開けてみますと1か月から3か月程度の利用にとどまる結果でありました。ただ、実際のところ4か月間利用するという方も今年度の請求で見ますといらっしやったりしまして、この辺りちょっと幅持って捉えていく必要があるのかかもしれないと。また、その利用サービスの中身なんですけれども、この辺りも福祉用具の貸与であるとか、訪問介護、訪問入浴介護、この辺り8万円上限で想定はしておったんですけども、昨年度のお使いになられた方を見ますと福祉用具の貸与のみにとどまっていたというところで、利用額がそれほど伸びなかったというところがございます。こういったところ、実際の使っている中身のところでそういう差異が出てきてしまったというところもありまして、引き続きしっかり制度の説明しながら利用を促進していきたいなというところがございます。

○古川 市単の扶助費なんで、市が全部出すことになるんで、やっぱり財政負担ということ考えると多少厳しめに始めていこうという話だったと思うんですよ。ただ、実際の現状を見ていく中で、可能であれば何かもうちょっと拡充って、市単だ

からどこまでできるかちょっと難しいところはあると思うんですが、ただ今回の決算見る限り、もう少し何か広げることができるのかな。それよりも、今の制度をもうちょっと周知するとか、何か使い勝手の部分で対応できるのかなって、金額だけで分からない部分もあるんですが、ちょっとそんなことを感じたもんですから、確認をしました。また後で教えてください。

では、ほかのを聞こうかな。あとは、特養ホーム、グループホームの整備ということで、これも令和4年度の当初予算で特出しというか、主要な項目になっていたと思うんですけど、それについても決算の状況を少しお話をさせていただきたいと思います。

○次長兼高齢者支援課長 すみません、ちょっと最後が聞き取れなくて申し訳ございません。もう一度伺ってもよろしいでしょうか。

○古川 当初見込んで、要は予算、令和4年度のときに組まれたわけじゃないですか。実際に令和4年度やってみてどうだったのかというところをちょっと教えてくださいということです。

○次長兼高齢者支援課長 当初見込んでいたもののうち、やはり大きなところでは特養の整備が2施設、ごめんなさい。令和4年度の決算ですので、見込んでいたものと実際できなかったものもたくさんございます。といいますのも、やはり新しい施設の整備ですとか、サービスの事業所の整備などで補助金を出すものについては、利用状況などを踏まえて当初公募をする見込みをして予算を計上させていただいたんですが、結果的に利用者がそこまでないだろうということで募集をしなかったりしたものがあって、それは結果的に補正をさせていただいて減額をさせていただいたものなどがございます。あとは、県のほうから、また県の補助金を使って10分の10で補助する事業もたくさんあるんですけれども、こちらが当初県のほうで見込みの段階で出されていた条件と実際に県が予算を確保したり、申込状況などの結果によって当初と条件を変えて補助要件が途中で変わってしまったものなどがございまして、それによって事業所が補助事業をやりますと言っていたものが結果的に、例えば予算額が半分になってしまう、補助額が半分になってしまうとか、そういう例もございまして、結果的に事業者がその額ではちょっとやれませんということで辞退されたりということで、なかなか計画どおりに進まないものも多数あったというところが実情でございます。以上です。

○古川 そうすると、いろいろ諸事情あったと思うんですけども、それだけ見込んでいたものができないということになって、影響というか、そこら辺は仕方ないといっちゃ仕方ないとは思いますが、やはり当然それだけの見込みをして整備という話だったと思うので、そこはどうなんですか。

○次長兼高齢者支援課長 先ほど保険料の会計のことでも申し上げたんですが、介護保険の計画が3年ごとに策定をしております、3年間でこれだけの施設を整備しますということで、その時点で必要と想定される整備量を見込んで計画に位置づけております。その計画に基づいて予算なども積算をして計上させていただいてい

るんですが、実際に特に今期はコロナの影響などもございまして、その計画どおりに進捗というか、利用の見込みなども計画よりも下振れしていたりという事情がございましたので、なかなか、3年間の中で途中でやめるということもできるんですが、これが補助の制度の関係で県の補助については前年度のうちに次年度の見込みを立てるという仕組みになっていまして、市が計画に位置づけたものはまず予算に計上させていただくと、県が来年度補助を受けたい事業者、補助の見込みの調査が来るんですけども、その調査の時点で市内の事業所にこういう補助が来年度見込まれるけれども、事業をやりますかということでお尋ねして、やりたいということで手の挙げた分について予算で計上させていただいております。ただ、それが先ほど申し上げたように途中で補助要件変わったりとかということで、見込みの段階ではやると言っていたものがやっぱりやりませんとなってしまったりということで不用額が生じてしまうというケースも多々あります。制度的な問題と、私どもの見込みがもうちょっと柔軟にできればよかったかなと反省する部分もございまして、以上です。

○古川 じゃ、それも後でまた教えてください。

じゃ最後に、国保の事業会計で、これの155ページの特定健康診査の中でプレ特定健診、これはあれですよ、今年度から始めるというような話で令和4年度の当初説明をされていたと思うんですけど、これは実際やってみてどうだったのかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○健康増進課副参事 柏市プレ特定健康診査は令和3年度から実施しております、令和3年度につきましては夜間の受診率が14%ということになっております。令和4年度のほうも実際実施しております、横ばいということになります。ただ、受診勧奨であったりとか、そういったことで受診をしていただいて、その後の40歳以上の特定健康診査のほうにつなげることによって早期の健診の受診につなげる目的で行っておりますので、今後とも利用者が増加するような取組を実施していきたいというふうに考えております。あと、健康診査の習慣化の一助となるような形で取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○古川 そうすると、すみません、これ予算の件数だと思うんですけど、予算額でいくとどれぐらい見えていて、どれぐらいの決算だったのか、ちょっとこれだと分からないので、決算書見てもちょっとよく分からなかったんで、教えていただけますか。

○健康増進課副参事 確認して、後ほど御説明させていただければと思います。

○委員長 それでは、後ほどよろしくお願いたします。

○渡邊 では、私から1つだけお願いたします。生活支援体制整備事業の決算報告書の59ページです。この中で、令和4年から多分始まった、先ほどの古川委員の話とかぶるところなんですけど、4,300万ついています、地域支えあい推進協議会、これ多分委託だと思うんですけど、この委託の何名ぐらいでやられているとか、人数とかをちょっと知りたいんですけど、お願いたします。

○地域包括支援課長 人数につきましては、確認してお答えさせていただきます。申し訳ありません。

○委員長 後ほどよろしく願いいたします。

○渡邊 もう一つ、生活支援サービスの担い手の育成って書いてあるんですけど、これどのような育成をされるということなんですか。

○地域包括支援課長 令和4年度に関しましては、担い手の育成のほうは新たに育成するのではなく、活動力を高めるところで、通いの場の運営団体ですとか、たすけあい運営団体等の交流や学びの機会の提供やフォローアップの講座を行いました。以上です。

○渡邊 ありがとうございます。これ引き続き私もちょっと聞いてみたいので、また後日伺わせていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○田中 数点お伺いをいたします。まず、55ページの防災福祉K－N e t事業について伺います。名簿作成町会数が275ありますけども、実際町会もっと多いと思うんですけども、その名簿がまだできていないとかという町会はございますでしょうか。

○福祉政策課長 このK－N e t名簿、避難行動要支援者名簿に関してですが、たしか恐らく町会数って300を超えているかと思えます。今回この名簿作成町会数というのは、これは町会に名簿を作っていたかというのではなくて、K－N e tの登録をされている方、これは柏市でK－N e tという制度がありますけれども、避難行動要支援者となっている例えば要介護3以上の方ですとか、障害手帳のある程度の級数以上の方や難病の方などを対象にしたもので、こういったK－N e tの名簿を町会とかのほうに発災時の支援というようなところのおつなぎというところで登録を申請勧奨しているところですが、そこでぜひとも登録してほしいというような方、それから私ども柏市のほうでは、国でこういったものを定めていますけれども、それ以外に例えば介護度でいえば要介護3より低いような方でも不安があるので、私もこの名簿に載せてほしいというような方を登録をしています。こういった方の名簿を作成をして、対象となる方がいたところが275町会ということになります。中には実際にこういった要介護3以上の方とかがいらっしゃる方もいるんですが、例えば名簿に登載はしてほしいというような申出があって、そういった方は除いておりますので、結果的には実際に本当にそういった方がいないケースと、いるんだけど、名簿登載を希望する方がお一人もいなかったということで作っていない町会があるというような形です。以上です。

○田中 ありがとうございます。いろいろ個人的な理由だとか等で名簿に載せたくないとかという方がいらっしゃるの当然のことだとは思いますが、その名簿に漏れたじゃないんですけども、やっぱりそういった方の救助というか、支援というか、その辺のバックアップというか、その辺はどのように考えているのかというのを伺います。

○福祉政策課長 実はこちらの避難行動要支援者名簿、先ほど要介護3以上ですとか障害手帳のというお話をさせていただきましたが、その方の今回名簿登載を希望

しない方、その方も含めた全員の名簿というものは実は各地区防災の拠点となります近隣センターなどのところに保管をしております。ですので、どうしても本当に非常に大きな災害が発生したような場合でK-N e t以外の方の安否確認を要するような場合には、そちらを恐らく活用することになるというふうに今考えております。以上です。

○田中 分かりました。次に、63ページ、高齢者の就労、社会参加促進の取組というところの、これ確認なんですけども、これ厚労省からの受託事業で間違いはないのでしょうか。

○健康政策課長 間違いございませんで、厚生労働省の受託事業としてやっております。

○田中 ありがとうございます。ちなみに、ここに書いてある柏市生涯現役促進協議会、これはどういった団体なのか、ちょっと教えていただければと思います。

○健康政策課長 こちら生涯現役促進協議会自体は、柏市の中で公、民、学の関係機関が連携して必要な協議を行うために設置されております協議会で、その上で事務局員を雇用しまして事業を実施するという事になっておりまして、柏市役所以外にも政策金融公庫でありますとか、シルバー人材センター、商工会議所、東京大学I O G、柏市社協等々、複数の団体が構成員として名を連ねている、そういう協議会として設置されております。

○田中 受託期間が令和4年度までなんですけども、その後の展開といいますか、その後を柏市としてはどのように考えているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○健康政策課長 こちら引き続き厚生労働省のほうで別途事業がございまして、こちらのほうの受託を現在採択受けているという状況でございまして、令和5年度、6年度、7年度の3年間、こちら厚生労働省の補助というものを受けて事業を実施していくと、その上でその後をどう事業を実装させていくかというところを見据えながら事業運営図っているところでございます。

○田中 そうしますと、引き続き、これ4年度で打ち切りではなく、ずっと継続をして柏市としても取り組んでいくということで理解してよろしいですか。

○健康政策課長 おっしゃるとおりでございます。

○後藤 そうすると、決算報告書58ページ、地域包括支援センター運営事業についてお伺いします。地域包括支援センターにおいて総合相談を実施したということで、合計で令和4年度において1万5,504件の高齢者の皆さんの相談を受け付けたということですね。市内に13か所の地域包括支援センターがあるということですから、大体1か所、年間1,000件ぐらいなのかな、それは多少の前後はあっても大体平たくするとそういうことですよ。そうすると、開庁日が300日とすると1日3件ぐらい、そんなもんですかね。お伺いしたいのは、令和4年度中に、これ請願2号の主旨3にもあるんですけど、加齢性難聴の補聴器助成の請願が出ています。専用の窓口をつくってくださいというような趣旨のものがありましたよね。この地域包括支援セン

ターというのはいわゆる高齢者のよろず相談所みたいなところであって、地域包括支援センターには聴力相談的なものってどのぐらい令和4年度あったのか、お伺いします。

○地域包括支援課長 医療に関する相談でしたら全体で214件と把握しておるのですが、難聴に特化したものについては集計してございませんで、申し訳ございません。

○後藤 請願の審査ではないですけど、2号の主旨3にそのような請願がありました。ぜひこれ加齢性難聴の相談が各地域包括でどのぐらいあるのかというのを調べてほしいし、可能ならばここで、やはり高齢者のよろず相談所なんですから、ここは。そういう機能も持たせていただきたいと思います。この請願は、駄目になってはまた出てきて、駄目になっては出てきてという繰り返しですよ。ですから、そういう窓口はきちっとつくっていただきたいなと思います。いかがですか。

○地域包括支援課長 こちら相談のほうの件数についてはこのような状態ではございますが、このほかに虐待の対応ですとか、あと認知症の相談、それからケアプランの作成等を行っておりまして、現状で難聴の専門性について入れるのはなかなか難しいんですが、相談先とか御紹介するような機能でしたら持つことができると思うんですが、直ちに難聴に特化した御相談受付をできるかということ、今の現状ではなかなか難しいと思いますので、ちょっと研究はしていきたいと思います。以上。

○後藤 専門家入っていないのはそうですね、お医者さんがいるわけじゃないし。だから、きちっと専門のところにつなぐ役割は担ってください、ぜひ。いかがですか。

○地域包括支援課長 どういった情報を持てばいいかということから始めることになってしまうかもしれませんが、やはり多様な相談には対応できるように情報収集をしていきたいと思います。

○後藤 よろしくお願ひします。それでは、変えます。62ページ、福祉人材確保対策事業についてお伺いします。来場者が108、採用者が11人、この成果についてどのように令和4年度評価しますか。

○次長兼高齢者支援課長 先ほどもお答えしたとおり、やはりマッチングの事業でするので、求職される方と職員を求めている事業所との折り合いというところが一番課題かと思います。ただ、この事業の中では介護の仕事について初めて、経験のない方もぜひお越しく下さいということで御案内してまして、そういう方向けに介護の仕事がどういうものかとか、そういうことをまず事前に、いきなり事業所のブースで面談をするのではなくて、事前にいろんな介護の基本的なことを御紹介する窓口も併せて設けておりまして、そういうところで安心してまず介護の仕事についての理解を深めていただいたり広げたりということで工夫をして取り組んでいるところでございますので、まだ結果的に11人ということではございますけれども、なかなか、事業所のほうにもこういうところでどうアピールすれば採用につながるかということについてはぜひ工夫をしていただいて、お互いに情報共有したり勉強

をしたりしながら、より内容を深めていければと思います。あと、具体的に金額で申し上げますと、例えば介護事業所が今職員が足りていないところなんかは職業紹介所などを利用されているところが多いかと思います。人材派遣会社ですね。こういうところだと紹介料が大体42万円ぐらいかかるというふうに聞いております。今回の事業、決算額として約240万円ぐらいこの事業にかかっているんですが、これで採用が11名ということですので、単純な計算にはなりますけれども、1人につき22万円の経費で採用できたという見方も、これはちょっと自分で自ら言うのもなんではございますが、そういう見方もできるのではないかと。ですから、よりこの11名をさらに20名とか増やせるように、引き続きマンネリ化しないように取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○後藤　そもそも30、出展した法人に対して採用者が11ということですから、3法人に1人しか採用ができていないというのは、これはどう考えても厳しいなというふうに思います。これは、継続していかなきゃいけないけども、市のやり方がどうこうではなく、根本的な要因がやっぱりあるんですよ、この業界には。しっかりとした人材の確保状況を市役所がきちっと把握して、この次のページにありますけど、64ページにありますけど、整備計画につなげていくということもその人材確保の状況を見ながらきちっと整備の事業にもつなげていくという、ある意味の連続性を持っていただきたいなということを申し上げます。副市長、いかがですか。

○副市長　人材確保と施設の整備というのは当然一体で考えていかなければならないと思いますので、検討させていただきたいと思います。

○後藤　施設の中の人材がすかすかで、数ばかり増えちゃうということにならないように十分気をつけてください。

同じく62ページの高齢者緊急一時保護事業ですが、令和4年度もコロナ禍でありました。受入れに当たってコロナの影響というのはどのぐらいありましたでしょうか。

○地域包括支援課長　コロナの影響につきましては、緊急でどうしても措置が必要な方につきましては、措置の依頼をした際に先に感染症の検査を受けた上で入所させていただくというところで連携をさせていただいたところで、入れなかったということではございませんでした。以上です。

○後藤　そうでしたね。分かりました。

続きまして、64ページ、先ほどちょっと触れましたが、基盤整備事業について、たしか令和4年度2か所の開所がありました。たしか建築している準備の期間の中で住民運動があったような記憶があるんですけども、どんな感じで収束したんでしょうか。

○次長兼高齢者支援課長　令和4年度に新たに開設したのは1施設でございます。ただ、事業者を選定して2事業者選定はしてございます。この事業者のうち1事業者については、住民運動とまではいっていないんですが、隣接する住民の方から、隣にそういう大きな施設ができることが不安だというようなお声はいただいております。

ますので、市が間に入って、事業者に対する住民の方の思いですとか要望なんかを私ども市のほうでよく伺って、事業者のほうにそれを伝えたり、対応していただいたりということを進めてきてございます。以上です。

○後藤 続いて、157ページ、はみんぐの利用状況ですけど、これ通所と短期入所の1日平均の人数が出ています。通所が1日平均14.1名、短期入所、ショートステイが2.1名であります。これすみません、令和4年度の1日当たりの定員を教えてください。調べてくればよかったんですけど、ごめんなさい。

○医療公社管理課長 ちょっと確認してお答えいたします。

○後藤 じゃ、よろしくをお願いします。

それから、病院の事業会計決算に行きます。補足説明書の13ページに、すみません、細かいところで、旅費、交通費が前年度と比べてかなり増えています。どのようなことがあって増えたんでしょうか。

○医療公社管理課長 こちら医療公社の決算でございますので、ちょっと調べてお答えさせていただければと思います。

あと、先ほど御質問いただきましたはみんぐの通所と短期入所の定員ですが、通所については25が定員です。短期入所につきましては、全部で100床ベッドがありますので、長期の方の状況によっても変わるんですが、この100床の中で余力がある部分というのが可能な枠というふうになってまいります。

○後藤 病院に戻りますが、まず病床の利用率が50.9%というのがどこかに書いていましたね。これに対する評価をお聞かせください。

○医療公社管理課長 確かに令和4年度、病床利用率50.9%ということになっております。引き続き令和4年度につきましては新型コロナウイルス感染症の対応をやってまいりました。病床のほうもコロナ用に確保して対応等してまいりましたし、その分通常の診療についても制約を受けてきた結果というふうを考えております。以上でございます。

○後藤 市立病院が令和4年度において他の病院と比較して、コロナに対する受入れというか、公立病院としての役割はどのぐらい成果を上げたんですか。

○医療公社管理課長 1つには、まず入院についてコロナの入院の受入れについては最大で46床病床確保して対応してまいりました。また、発熱外来につきましては、他院が予約制などを取る中、市立病院のほうでは予約制という形をせずに時間で区切らせていただくように途中からしましたけれども、できる限りの患者受け入れるように努力してきたつもりでございます。以上でございます。

○後藤 今の成果というのは、ほかの同規模の病院と比べてどうなんでしょう、比較はしていますか。

○医療公社管理課長 確保している病床46ということで申し上げたところですが、これについては同地区の病院の中でも比較的多く確保してきたものかと思えます。以上です。

○後藤 コロナ禍ということで、それから46床、200床分の46床ですから、かなりの

部分ですよ。4分の1ぐらいか、4分の1ぐらいをコロナの病床として空けたということは、病床の利用率が下がってしまうのはどうしようもないと思います。これは、公立病院としての一定の役割を果たしたと評価いたします。それから、私ずっと経営改善についてはいろんな角度からただしてきました。令和4年度中の決算の各数値を見て、医療公社管理課として経営改善できた部分というのはどういうところに見ていますか。

○医療公社管理課長 先ほども触れましたが、令和4年度については第7波、第8波ということで新型コロナウイルスの患者への対応というものに忙殺されてしまったように感じます。そういった意味で、今年度策定する予定の経営強化プラン、こちらのほうもまだ昨年度中では策定できていないような状況もありますので、一口に言えば新型コロナウイルスの対応で忙殺されてしまった1年ではなかったかというふうに考えております。

○後藤 それは、ある程度ほかの病院も一緒ですから、コロナ、コロナ、全部そのせいにしてしまっただけではないと思います。令和4年度の医業収益を見ますと、入院の収益、外来の収益、これが医業収益の当然主な柱で、入院収益が25億6,000万ぐらいか、外来の収益が26億2,000万、3,000万というところで外来の収益が上回っているというのは、これは200床を有する病院の経営の収益のバランスではないと思うんですけども、外来は相変わらず1日500人ぐらい来ていたのかな、どうでしたっけ、令和4年度。

○医療公社管理課長 ちょっと数字確認してお答えいたします。

○後藤 私のこの手元にある資料を見ると、やや外来収益は減っていますが、ほぼ横ばいと見ていいと思います。入院はコロナ病床を持ったことによって稼働が落ちたということは分かるんですけども、外来収益に影響がなかったというのはどういうことが考えられますか。

○医療公社管理課長 外来収益が落ち込まなかった要因としては、やはり発熱外来、こちらにお越しになった患者のほうはコロナの影響もあって増加しているところの下支えしたものかだと思います。以上です。

○後藤 またコロナですか。それから、同じく病院の継続しますが、柏市病院事業会計決算書の15ページですけど、先ほど林委員からもあったのかな、ここには経営指標の推移ということで経常収支比率と病床利用率が書かれています、平成30年度から令和4年度までの5年間において。経常収支比率が令和元年から4年までずっとぴったり100%できているんですけど、これはつまり100%ぴったりということは収支が均衡しているという意味でいいんですよ。

○医療公社管理課長 お見込みのとおりでございます。

○後藤 収支が均衡しているその要因としては、病床の利用率はコロナによって50%まで落ちてきているけれども、外来の収益が相変わらずきちっとあって、さらにここに他会計補助金の6,390万円が入っているから、これが100%になっていると読んでいいですか。

○医療公社管理課長 そのとおりでございます。

○後藤 やっぱりここにこの病院の経営改善がなかなか進まない根本があるような気がしてこの資料を見ていました。赤字がきちっと一般会計から補填されるというのはこの仕組み上致し方ないのかもしれないけども、病院のセグメントの中できちっと収支が賄われるような経営をしてください。よろしく申し上げます。以上です。

○医療公社管理課長 先ほど回答を確認の後と申し上げました令和4年度の外来患者の1日平均ですが、544.5人でございます。以上です。

○地域包括支援課長 先ほど渡邊委員から御質問がございました生活支援体制整備事業の中の、先ほどたしか地域支えあい推進協議会の委員の人数のお尋ねだったのかと記憶しているので、もしそれでよろしければ15名ということになっております。15名のほうは、介護のサービス事業者ですとか、民生委員、それから障害施設の代表の方、地域包括支援センターの代表、子供支援のNPOなどが委員となっております。以上です。

○健康増進課副参事 先ほど古川委員からいただきましたプレ特定健康診査の予算額と決算額について御報告いたします。予算額は301万1,000円、決算額が152万5,000円ということになっております。今後とも、利用率を高めるために受診勧奨等を継続しながら受診を高めていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長 ほかに質疑等ございませんでしょうか。——なければ、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

○委員長 まず、議案第15号、当委員会所管分についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第15号、当委員会所管分は原案どおり認定すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第16号について採決いたします。

本案を原案のとおり認定するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第18号について採決いたします。

本案を原案のとおり認定するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第19号について採決いたします。

本案を原案のとおり認定するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第23号について採決いたします。

本案を原案のとおり認定するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第24号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決及び認定するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は10分後といたします。

午後 3時17分休憩

○

午後 3時27分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 質疑を続行いたします。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。

○委員長 それでは、議案第2区分、議案第27号、令和5年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第28号、令和5年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について、この2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○北村 1点だけ、がん患者のアピアランスケア支援事業について中身、事業内容、そしてこの708万円というものの内容、対象人数だったり、そういうものについてお示してください。

○健康政策課長 がん患者アピアランスケア支援事業ということでございまして、事業の概要といたしましては、こちらはがんの治療、薬物療法であるとか放射線治療、こちらの外見の変化に対する苦痛、これを和らげるためのアピアランスケア用品を購入する費用の一部を市として助成すると。具体的には、例えば治療用ウィッグであるとか、胸部補整具等々を助成するというところで、積算根拠でございませけれども、代表的な製品といたしまして治療用ウィッグでございませますが、こちら上限額を4万円というふうに定めまして、こういったところ実際のウィッグの購入価

格の中央値等を参照して定めたんですけれども、そこに年間申請件数が172件ということで、この辺りも既に県内の他自治体での申請動向等を踏まえまして設定させていただいております。また、胸部補整具でございますけれども、こちらも県内他自治体の動向を踏まえまして2万円、年間申請件数10件というところで、合計708万円というところで算出しているところでございます。

○北村 了解しました。本当に私も7年も8年も前から、ウイッグ補助だったりアピアランスケア、本会議の一般質問も通じてやってきて、その頃は千葉県下でも本当に1市か2市しかこういう事業に踏み出していない状況で、私もがん対策検討会議などで先生、お医者さんから、こういう悩みがあると、やっぱり抗がん剤受けたときの一番のつらさは、体のもちろんつらさもありますけれども、こういう脱毛だったり、見た目が本当に特に女性の方はつらいという話を聞いて、私もがん対策検討会議の第1回へ出ましたけども、これは本当に切実な声だなということで訴えてきたけども、踏み出してはいただいたけど、今回県が事業を始めるということになって、やっと柏市も乗ったという言い方が正しいか分からないけど、始めたんだと思います。ですので、やっぱりこういう時代の流れというの、ちょっと偉そうな言い方で恐縮ですが、先を讀んでもっと早くやっていただきたいなど。そして、以前市長が、がん対策取組日本一のまち柏を目指してほしいということで、目指すというふうに言ってくれた中で、多くの議員も様々な視点でがん対策に取り組む中でいろんながん対策が進んでいっているの、ぜひ今後とも進めていただきたいと思います。あと、アピアランスケアって、これはがんセンターの方がつくった造語だと私は理解しているんです。今では社会にアピアランスケア、外見上のケアということで認知されてきましたけど、もともとはアピアランスケアというのは造語。何が言いたいかという、これからいろいろ事業を始めて進めていく中で、じゃ市民の方がアピアランスケアと聞いたときにぴんとくるかなと。そういうところもちよっと丁寧に、例えば外見上のケアとか、今回のアピアランスケア支援事業という中でもウイッグ補助というのは、ここには補正予算の資料には書いていないですけども、こういうことをもうちょっと、おばあちゃんが見ても、おばあちゃんかは別として、どういう方が見てもこれは見た目のケアなんだなということ分かるように周知もしていただきたいですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○健康政策課長 今後実際の施行していくという段階の中で、市民の方に対してこの事業によってどういった部分に対して助成がなされるのかということを実際想定されるその利用者の方々に可能な限り伝わるような形で周知のほう、広報媒体の工夫等考えていきたいなというふうに思います。

○北村 具体的にはどういう周知方法を考えているかというのが1点と、やはり相談窓口、そういうものもちょっと意識、直ちにつくるということにはならないかもしれませんが、いかがでしょうか。相談窓口、そして周知の方法についてお聞かせください。

○健康政策課長 前回のといいましようか、若年のがんのケアと同じような形でこ

れから検討していくところではあるんですけども、当然広報かしわとか市のホームページ等での広報というものに加えまして、こちら実際にその事業の知る機会であるところで、関係医療機関でありますとか柏市医師会、そういった医療従事者を通じて周知を図っていくというところも考えながら、団体でありますとか、市内ないし近隣の医療機関、こういったところに事業の案内というものをしっかり配布して行って、柏市民の患者が分かるような形でしっかり広く広報していきたいというふうに考えております。

○北村 よろしくお願ひします。これは、一つのがんの中の本当に一部の政策ではございますが、やっぱり私はがん対策の目的というのは、がんの罹患した当事者だったり、そういう方がちゃんと個人の尊厳が守られて、また社会にしっかり戻っていったり、働きながらちゃんとがんと共生していく、そういう社会に向かうための一つの政策だと思っております。最後に質問なんですけども、これは外見上のケアの政策ですから、外見上だけをケアするというか、外見上だけをケアするのであって、今申し上げたような心理的なケアとか社会的なケア、こういうことをしながらがんの治療だったり社会復帰をしていくことというのが必要だと思います。加えて、アピアランスケアの視点とか、そういう知識を持つ職員というのも私は相談窓口の設置とかも併せて同時に必要だと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○健康政策課長 まずは、市としてはそういった心理的な専門的な相談支援というところにそのニーズのある方をつないでいくというところからしっかりやっていきたいというところで、御承知かもしれませんが、柏市のほうでは柏市民のためのがんサポートハンドブックといったものを御用意しております。市民の方ががんになったときに欲しい情報というものを1つにまとめて、パンフレットという形で手に取ることができるような形で配布しております。その中で、がん研究センターの東病院のサポーターケアセンターでありますとか、慈恵柏病院のがん相談支援室とか、そういったところの御案内でありますとか、そういったところを本当に一番に御案内して、しっかり相談につながるような形で支えていくといったのを現在やっているところでございます。

○北村 分かりました。では、何とぞお願いいたします。以前ちょっと、これ変なふうに捉えないでほしいんですけど、以前山崎所長と議会で議論したときに、決して病気で苦しんでいる、見た目のあれで苦しんでいる方はがん患者だけではないという話もあったりして、そのときも本当にそうだなとは思っていたんですけど、私はアピアランスケア、がん対策というのを求めていたもので、今久しぶりに保健所長とお会いして、その議論がよみがえってきまして、すみません。どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。以上です。

○林 歳入のほうで若年がん患者の在宅療養支援事業補助金がついたと思うんですけど、柏市ってもう既に始めているので、これ今年度の初めから対象になるんですか。

○健康政策課長 4月から遡って対象になります。

○林 それでは、指定管理者に対する物価高騰対策支援なんですけれど、高齢者支援課分はどこの指定管理者で幾らですか。

○次長兼高齢者支援課長 高齢者支援課で所管してございますのは老人福祉センター3館分でございます、3館合わせて359万6,647円計上させていただいております。以上です。

○林 ありがとうございます。介護・障害福祉サービス、保育園・幼稚園等事業者向け物価高騰対策支援助成金のうちの高齢者支援課分と障害福祉課分はどこの施設で幾らぐらいですか。

○次長兼障害福祉課長 障害福祉課の分につきましては、障害者の支援施設、それからあとグループホームといった入所、入居系の事業所、民間事業所に対しまして対象数としては76事業所ございます。それからあと、通所系の事業所が195事業所ということで予定をしております。あと、金額についてもよろしいでしょうか。金額につきましては、入所、入居系の事業所について1,727万円ほどになります。また、通所系の事業所につきましては526万5,000円という金額になっております。以上です。

○林 高齢者支援課分は。

○次長兼高齢者支援課長 高齢者支援課所管分としましては、対象事業所が入所、入居系で83事業所、通所系で151事業所を想定してございます。金額については、トータルで入所、入居系で8,951万3,100円、通所系で2,261万3,700円を計上してございます。失礼しました。全部が申請したのが今の金額でした。失礼しました。申請率をそこに掛けまして計上してございますのが入所、入居系は100%申請を見込んで8,951万4,000円、通所系が90%の申請率と見込みまして2,035万3,000円を計上させていただいております。以上です。

○林 ありがとうございます。それでは、老人福祉施設等の基盤整備事業なんですけれど、まず特別養護老人ホームの整備等補助金の繰越明許費の設定があると思うんですけれど、これは事業が遅れているんですか。

○次長兼高齢者支援課長 こちらにつきましては、本来でしたら今年度末に開設する予定で選定した事業でございましたが、事業者の土地取得などで途中で相続が発生したりして土地取得までに時間を要したりという様々な事情で整備が遅れまして、今年度改めて今回整備費補助について計上させていただいております。特別養護老人ホームの整備がこの議会で御承認いただきましてから実際整備の事業に着手するということになりますので、整備までに1年から1年半ぐらい要する施設となつてございますので、明許という形で計上させていただいております。以上です。

○林 それでは、柏市公的介護施設等開設準備等補助金の減額のほうは、これはどういう状況ですか。

○次長兼高齢者支援課長 こちらにつきましては、今回今申し上げたこの施設について今年度中に整備がされる見込みでしたので、今年度の当初予算でこの開設準備の補助金の予算を計上させていただいておりますが、今申し上げた事情によりま

して翌年度に開設がずれ込んだということで、今年度執行がないことが明確となりましたので、今回減額補正をさせていただきたいということでございます。以上です。

○林 分かりました。これちょっと同じ施設だというのがぱっと見分かりづらかったです。それでは、地域障害児支援体制強化事業なんですけれど、この巡回支援専門員の整備等の取組を支援って書いてあるんですけど、これもうちちょっと具体的にお示しいただけますか。

○次長兼障害福祉課長 巡回支援ですね。これ児童発達支援センター、具体的には社会福祉法人の青葉会というところがやっておりますリトルペガサスという事業所になりますけれども、そちらのほうにお出しする補助金となります。これ令和4年、昨年度児童福祉法の改正がございまして、来年、令和6年の4月から児童発達支援センター、もともと障害児の方を通所させて療育、それから親御さんへの支援などを行う施設でありましたけれども、この児童発達支援センターは来年の4月から地域における障害児支援の中核的な役割を担うということで位置づけが明確化されております。その中の行うべき事業の中に保育園、それから学童保育などを巡回しまして、実際にちょっと障害が疑われる方ですとか障害をお持ちの方がいらっしゃる所に行きまして、そこの先生や保育士に児童への接し方について助言、指導を行うという、そういった事業になっております。以上でございます。

○林 分かりました。ありがとうございます。

それでは、議案第28号の介護保険事業の特別会計補正のほうなんですけれど、これは前年度の精算で繰越金が増えて、国や県の支出金の返還と一般会計の精算をした残りが財政調整基金に積み立てられるというような理解でよろしいですか。

○次長兼高齢者支援課長 そのとおりでございます。

○林 ありがとうございます。以上です。

○武藤 地域障害児の支援体制強化事業なんですけれど、先ほどありましたけれども、リトルペガサスというところの事業に補助金を出すということなんですけれども、この巡回支援専門員の整備ということなんですけれど、大体保育所に何回ぐらい巡回されるんでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 巡回支援員の方の配置人数では10名ということでお出しいただいております、それから訪問する事業所の数としましては保育園、それから幼稚園が40か所で、そこに延べ60回の訪問ということになっています。それから、実際に障害者の方が通っている障害児通所事業所のほうにも訪問することになっております、見込みの箇所数としては15か所、そこに各事業所に対して15回の訪問を行うという、そういったことで計画を上げていただいております。以上です。

○武藤 児童発達支援センターというのはほかにもあるんですか。

○次長兼障害福祉課長 こども部のこども発達センターが公設の児童発達支援センターとしてございます。以上です。

○武藤 今伺いますと結構大変じゃないかなって思ったんですけども、1か所だ

けでこのような事業を続けていけるのか、また増やしていくというようなことは考えていらっしゃるでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 市のこども発達センターのほうでも、委託ではございますけれども、保育園、それから幼稚園のほうに職員を派遣いたしまして助言、指導というようなことを行っておりますので、両輪として2か所で行っていくということになるかと思えます。ただ、具体的に今後どうする、どうしていくかというところにつきましては、こちらのほうというよりはこども部のほうでどうされるのかというところが今後検討の課題になってくるのではないかと考えておるところです。以上です。

○武藤 公立のほうとこの私立のほうの児童発達センターの連携とか、そういうのはされているのでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 障害福祉課で所管しております自立支援協議会という地域の障害児の支援体制を検討して構築していくという協議会持っておりますけれども、その中にこども部会という小部会を持っておりまして、その中の主たるメンバーとしてリトルペガサスと、それからこども発達センターが入っております、こちらのほうで定期的な話し合いと申しますか、協議は行っております。また、今回児童発達センターの機能強化が図られるということになりましたので、この対応についてどうしていくのかというところについてそれぞれの事業所のほうで打合せを行っていくということは聞いておるところです。以上です。

○武藤 連携なども強化していただいて、ぜひ機能強化を進めていただきたいと思えます。それと、福祉サービス事業者向けのICTの活用の推進なんですけれども、こちらは対象事業者は何か所ありますか。

○次長兼障害福祉課長 予算として計上しております事業所数としては7事業所、4法人ということになっております。以上です。

○武藤 実際に活用される事業所は何か所ですか。

○次長兼障害福祉課長 この補正予算の計上後に国のほうから指導と申しますか、連絡が入りまして、今後新たに事業の業務の効率化、それから職員の負担軽減を図る事業にのみ活用するというようなことが明らかになりまして、今回申請があった7事業所のうち、パソコンなどがちょっと古くなったので、買い換えたいといったような事業所が実際のところ5か所ほどありまして、そちらのほうには連絡をいたしまして、新たな取組ということで図っていただくことできるのかというのを確認したところ、そういうわけではないということで5事業所が実際のところ取下げを行っております、今回活用を図っていく予定としている事業所は現時点で2か所となっております。以上です。

○武藤 現時点で2か所ということなんですけど、またさらに新たに募集したりとか、そういうことはないですか。

○次長兼障害福祉課長 この補助金に関しましては毎年、恐らく来年度も国のほうから通知と申しますか、実施するというところで連絡はあろうかと予想しております

ので、その際には、今回ちょっとこちらのほうでも周知が不十分なところもありますので、具体的な活用例などを示しつつ、手を挙げていただく事業所の募集をしたいと思っております。以上です。

○古川 今の件なんですけど、こども部のほうという話だと思んですけども、そもそもこれ制度の趣旨として、青葉会ということで、あそこはある意味力がある大きいしっかりした法人だというのはあると思うんですけど、各自治体はそんなにそういう大きな法人を持っている自治体ばかりではないので、基本的にはやはり市とかでやれという児童発達支援センターという位置づけだと思んですけど、やっぱりこれは今の柏市の状況だと市ではちょっと難しいから、青葉会という、そういうことなんですか。それとも、さっきの巡回も実際回られているじゃないですか。そんなに回数来てくれないんだよねというのが現場の声だから、その一方で、でもやはり市がやるという多分前提でこういう仕組みはつくっているんだろうなということを見ると、柏市ではどうだったのかなというところがちょっと分からないので、そこを教えてほしいんですよ。

○次長兼障害福祉課長 委員おっしゃるとおり、児童発達支援センターについては、柏の場合ですと法人のほうでやっていたところもございますけれども、やはり市町村、公的などところで行うのがメインといいますか、主ではないかなと思っております。今回の機能強化につきましては、やはり役割が明確になったというところがありますので、いろんな人材の確保ですとか、そういったところも必要になってきようかと思えます。特にリトルペガサス、青葉会のほうですと巡回に当たる職員を10名ほど雇用する、雇っていくというような話もあります。その辺り、もうちょっとこども発達センター、公のほうでもこういった国のほうで通知を出して機能強化を図るということは当然理解はされておるところでございますけれども、具体的にどのようにこども発達センターが機能強化を図っていくかというところに関しては、こちらのほうには連絡がといいますか、把握していないというのが、申し訳ございませんが、実際のところでございます。以上です。

○古川 あと1つ、もう一つ上のICT活用推進の件も結局ICT活用という名の下で、実は古くなったパソコンを買換えさせてくださいというのが現実だったということですよ、簡単に言うと。

○次長兼障害福祉課長 先ほど武藤委員に答弁いたしましたけども、そのような事業所があったということでございます。以上です。

○古川 そうすると、補助金の名目としては何かもうちょっとほかの、言葉悪いですけど、もうちょっと高度なことを多分想定しているんだと思うんですよ。実際、ただ今回の2事業所もあれですよ、結局1人1台端末みたいな話だということですよ、これ。

○次長兼障害福祉課長 おっしゃるとおり、業務が増えてきたというところがありまして、パソコンが足りない、あとWi-Fiの接続が悪いといったようなところでの申請になっておるというところが実際でございます。以上です。

○古川 ですから、国のそういうメニューのほうが何か高いところをいっていて、実際に追いついていないのか、そこら辺は何ともちょっと私も分からないんですけど、ただもう少し何かやれそうなことあると思うんですね、ソフトも含めて。ですから、そういうところで何かこんなことが考えられますよとか、市のほうから。やれるところばかりではないかもしれないです、今のご答弁を聞いていると。ただ、もう少し補助金の趣旨というか、そういうところでより効率的な事務作業とか、何かそういうものにつながるような形になっていくといいなということがありますので、ぜひそういう、あまり現場と乖離した話ではしようがないと思うんですが、ある程度やれそうなことであれば、少し市のほうからもこういうことがありますよとか何か情報提供してあげてもらえるといいかなという気はします。よろしく。

○次長兼障害福祉課長 委員おっしゃるとおりだとこちらとしても考えております。例としましては、例えば利用者の居宅に行って、その場でタブレットに記録を打ち込めばそれがサービス提供記録になるといったものですか、あと利用者の手首にウオッチのようなものを巻いて、そこから体温ですとか脈拍ですとかというようなものが事業所に来るといったようなものが例示として挙げられておりますので、こちらとしても情報収集をいたしまして、次年度また募集をすることがありますならば、そういったものを示しながら募集をかけてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。

○委員長 まず、議案第27号について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第28号について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了いたします。
次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、議案第3区分、議案第2号、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○武藤 初めに、手数料のほうなんですけれども、8,600円審査手数料を新たにするということだと思えますけれども、これは以前、改正前のときには手数料というのは取っていたんでしょうか。

○生活衛生課長 以前は、事業譲渡は新規ということで2万6,000円を徴収しておりました。以上です。

○武藤 この手数料というのは、全国一律で決められているものですか。

○生活衛生課長 自治体によって若干金額は変わっております。以上です。

○武藤 この8,600円というのは自治体の中では大体どうなんでしょうか、高いんでしょうか、平均なんでしょうか。ちょっと調べていないので分かんないんですけど、どうですか。

○生活衛生課長 ちょっとほかの自治体が分からない、千葉県、千葉市、船橋市が7,700円で、この柏市が8,600円ということになっております。以上です。

○武藤 千葉市、船橋市などが7,700円であれば、それにそろえるとかということは考えられなかったんでしょうか。

○生活衛生課長 柏市については、1つは、ちょっとはっきりとは言えないんですけども、まず最後の千葉県内の中核市の保健所ということで、最初に千葉県、そして千葉市、船橋市がこの手数料7,700円を設定して、そのときに15年前に、この8,600円というのはそのときの人件費とかを考えて、それが反映されて千葉市、船橋市、千葉県よりも若干高い金額になったのかなと考えております。以上です。

○武藤 今回の法改正の中で、地位の承継ということで、6か月を経過するまでは1回調査をしなければならぬとかってあるんですけど、これはどんなふうにするんでしょうか。

○生活衛生課長 今委員から御質問があったように、6か月以内に、まず通常過去は新規で現地を確認して許可を出すという形ですけども、事業譲渡については書類審査ということで許可を出して、その後できるだけ早めに6か月を超えない期間で施設を立入りをして確認をするということになっております。以上です。

○武藤 じゃ、これまでは新規の場合はすぐに現地確認をしていたものを今回は書類審査なので、6か月の間に現地に行けばいいという、そういうことになったんですね。

○生活衛生課長 委員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

○武藤 それと、宿泊を拒む理由というか、それが改正されているんですけども、柏市の条例で第12条のところに、法第5条第3号に規定する条例で定める宿泊を拒むことができる理由は次のとおりとするとあって、(1)で宿泊しようとする者が泥酔者等であって、ほかの宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、(2)が宿泊者がほかの宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたときとなっていますけれども、今回の改正でこの条文はどのように変わるんでしょうか。

○生活衛生課長 今後検討する課題になるかと思えます。以上です。

○武藤 今後検討するというのはどうしてですか。

○生活衛生課主査 宿泊拒否に関してなんですけども、現在国のほうで改正省令の円滑な施行についての検討会を今重ねてるようなところになります。国のほうから詳しく宿泊拒否に関する書類の内容とか指針のほうが示されましたら、一部条例と重複する部分がありましたら、国のほうも調整することが望ましいという形にされておりますので、今後その内容を見て検討していくところになります。以上です。

○武藤 今回の改正は、コロナの感染症の影響による情報の変化に対応して、宿泊拒否ができるような内容というか、その辺で改正がされると思うんですけども、非常に問題だったのは、やはり障害を持った方ですとか、そういう感染症の方とか拒否をされたとか、そういうことがありましたので、附帯決議がついているんですね。非常に附帯決議が重要じゃないかなと思うんですけども、旅館業の営業者に対し、差別防止のための研修教材の準備や研修を担う人材の育成等に対する支援を行うこと、また旅館業の営業者の研修の実施の有無、内容等について定期的に確認すること、さらに営業者が従業者の就職時及び就職後も定期的に研修を行うように指導、助言することというのがあるんですけども、これについては柏市も条例の中に組み込むということでもいいんでしょうか、どうですか。

○生活衛生課担当リーダー 宿泊拒否及び差別の防止に関しては、国のほうで現在先ほどお伝えした指針のほうで中身のほうをいろいろ定め、示していくような形になります。本市としても、その指針、また改正省令の内容を見て必要な指導のほうを営業者のほうにしていこうという予定となります。以上です。

○武藤 ぜひこの附帯決議を生かせるような形で、差別のないように、いたずらにとか、宿泊拒否をするようなことがないようにしていただきたいと思えます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

○委員長 議案第2号について採決します。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、請願を審査いたします。

なお、請願の審査に当たって、委員より執行部に対して確認をする際には一般質

問とならないよう御注意ください。

○委員長 請願第1区分、請願2号、加齢性難聴者の補聴器購入費に公的補助をについての主旨1から3について、請願3号、障害者の生活の改善のための施策についての主旨1についてを一括して議題といたします。

本4件について、質疑並びに意見があればこれを許します。

○武藤 加齢性難聴者の補聴器購入費の公的補助を求める請願なんですけれども、医師が必要と判断した高齢難聴者の補聴器購入費に助成をしてくださいというものです。これは、その人にとってやっぱり補聴器をつけたほうがいいよということを医師が証明しているわけですから、やはり補聴器が必要だということになると思うんですね。補聴器はやはり購入費用がとても高いものですから、医師にそういうふうに言われてもなかなか購入できないというようなことがあると思うので、ぜひこれは助成をしていただきたいと思います。それから、2番目の特定健診の項目に聴力検査を導入してくださいというものなんですけど、こちら耳の聞こえというのは本当に本人がなかなか気がつかないというようなことがありますので、補聴器も早く装着をして脳を慣れさせるというのが非常に大事なので、ぜひこれも特定健診に入れていただくようにしていただきたいと思います。それと、高齢者の難聴者の相談窓口、先ほどもありましたけれども、柏市では高齢者の難聴の相談窓口というのは地域包括なんかでも先ほどやってはどうかというお話ありましたけれども、専門の方でないと受けられないような内容などもあると思うんですけど、どうですか。

○次長兼高齢者支援課長 先ほど地域包括支援センターで後藤委員からもありましたように、相談を受けてはどうかというご提案もありましたけれども、例えば地域包括支援センターに耳の聞こえが悪いんだけどということできなり相談に見える方というのは恐らくそう多くはないだろうと。そもそもそういう思いがあれば耳鼻科なりにおいでになるんだろうと思うんですけども、そういうことに、まだそこまでに至らないけれども、何かいろんな様々な相談事を、先ほどあったようによろず相談というように、高齢者の方の様々なことを地域包括支援センターに相談に行き、その中で何かちょっと聞こえに問題がありそうだなとか、あるいは御本人がちょっと聞こえなくて困っている、あるいは家族がどうも耳が聞こえにくいようなんだけどというようなお話があったときに、地域包括支援センターに看護師ですとか保健師が全てのセンターにおりますので、そういう医療の専門職の方などがよくよくお話を、様々な相談を聞く中で併せてお話を聞いて、必要とあらば医療機関の受診を勧めるなど、そういうことが実際行われている場面もこれまでもあるかと思うんですけど、今後もそういうふうにしていくというようなことを想定しております。ただ、そこにさらに補強する形で私どものほうで、これは一般質問の中で理事のほうから御答弁申し上げましたけれども、日本補聴器販売店協会が作成しましたリーフレットがございまして、「はじめての補聴器入門編」というようなものなんですけれども、ちょっと耳の聞こえに心配があるような様子があれば、地域包括支援セ

ンターの職員の方などがこのチラシを御本人に提供していただいて、この中には聞こえのチェックをする項目なんかがあるので、そういうものでチェックしていただいたりして、ちょっと受診したほうがいいかもねなんていうような形で活用していただこうということで、各地域包括支援センターの窓口にも配架してもらうように協力を依頼しているところでございます。そのような形で様々な相談受ける中で、耳の聞こえに関しても寄り添って対応できればと考えております。以上です。

○武藤 足立区では言語聴覚士の方を1名だったものを2名に増やして、出張聞こえの相談も行っているんですね。地域包括支援センターに出向いて、そこで1日4名の方を相談を受け付けているというようなこともやっています。実際にやっぱり専門家の方が相談に乗っていただくということは非常に安心できることだと思いますので、なかなか言語聴覚士の方雇用してとなるとハードルが高いかもしれないんですけども、でも実際にそうやって耳の聞こえを補っていくために努力をしている足立区のような事例もありますので、これから本当に2025年には5人に1人、認知症になるというようなことも言われていますので、認知症予防として最大のリスク要因と言われております耳の聞こえを補うということで補聴器の購入費の助成や窓口相談、検診なども進めていただきたいと思います。以上です。

○北村 武藤さんもこの問題はずっと取り上げているのを一議員として拝見していますし、答弁も聞いたり、エビデンスがないとか、立場的にいろいろ理由とか、やらないという理由もあるんだとは思いますが、率直にですよ、何か引くに引けなくなっちゃっているような感じが私はするんです。だから、当事者だったり、そういう方の意見とか思いというのはどうなんだというのを一度聞く機会を設けてみてはどうでしょうか。やらないと言っていて、やるというふうに仮になったら、では何で変わったんだとか、もしかしてそういうふうに言われるかもしれないけども、やっぱりこれだけ負託を受けた議員が長い間いろいろな視点から取り上げているというところに関しては、やっぱりもうちょっと思いを寄せてもいいのかなと。それで、加齢性難聴ってありますけども、加齢性難聴の方って柏市にどれぐらい今いて、今後の推計、5年、10年とか、さらにその先とか、大体どれぐらいの規模感の人数になるんでしょうか。

○次長兼高齢者支援課長 まず、不安を抱えるこの訴えをされている方々の声を寄り添って聞いてみたらどうかという御提案でございますが、このことに関しては、これまで何度か今回請願を提出されていらっしゃる団体の方々とも直接お話をさせていただいております。その中で、皆さんがどういうことでお困りだとか、どういうことを求めているかということも直接伺っておりますし、私どもの考え方についても直接御説明もさせていただいておりますので、全然聞いていないというわけではございません。聞いた上でではございますけれども、補助金を出してほしいというような御要望でございますけれども、補聴器自体は15万円ぐらいするものを、大体一般的には平均的に15万円ぐらいのものを買う方が多いというような情報もございまして、15万円のものを買う方にとって、じゃ2万円がどうなのか、

効果的なのか、どういう効果があるのかということもございますし、補聴器を公費を使って補助することによって恐らく生活が便利になるという効果はあろうかと思うんですが、そういうものはたくさん、例えば老眼鏡にしても様々なものがございまして、その中でどういうことに優先的に取り組むかということの中で、現状ではまだ柏市においては、その効果が十分確認されればやるべきという判断になるかもしれませんし、もし効果があるならば国が施策として例えば介護の福祉用具のつえとかと同じように対象にするということもあるかもしれませんし、あるいは医療のほうで入れ歯と同じように保険の対象になるという考え方もあるのかもしれない。そういう今様々な過程の中でございますので、市の単独の事業として取り組むという判断には現状では至っていないというところでございます。あと、人数についてでございますけれども、これは補助の対象となる方がどのくらいいるかということで申し上げますと、印西市が比較的最近この事業に取り組まれておまして、この印西市の実際の申請のあった件数から推定しますと、柏市においては初年度600件程度の申請が見込まれるのではないかと想定してございます。以上です。

○北村　そういう当事者の話を聞く機会とかは捉えているということで、それはそうだと思いますし、大事なことだと思います。600人ぐらいの対象者がいるだろうということで、今後はさらにそれが減っていくということはなかなか考えられず、もっと対象者の見込みとしては増えるというふうに考えるのが当然だと思います。過去の委員会でも私申し上げたんですけども、答弁の中で、別に責めているわけじゃなくて、体の中でも例えば聞こえだけじゃなくて目が見えにくいとか、そういう方もいるし、そのときに眼鏡とかを助成、行政がするのか、補助するのかという話になったときに私は確かに一理あるなと思った一方で、やはり眼鏡というのは市民権を得ているというか、多くの人が使っている中で、価格も安価で結構手に入ったり、100円とかで買えたりすると。ただ、補聴器、さっきおっしゃいましたけども、15万ぐらいする。やはりまだまだ、市民権を得ているというか、皆さんのところに行き渡っているというようなものではない。だからこそ高いんだと思います。でも、私はそれを助成していくことによって、補聴器の効果とか、補聴器のいろんな質もあるかもしれないけど、皆さんが使って社会に普及していったときに初めてもう補助をしなくていいんだというような状況にあるかもしれない。やっぱりいろんなものってそうだと思うんですね。最初一歩目踏み出したときには、それを社会に広めるために支援をすると。広まったときには、価格も安くなってきたし、これは補助じゃなくて皆さん個人でやってくださいよと。そういうことって往々にして私はあると考えておまして、私はやっぱり体の基本的なことで体で困っているような方には何か行政として寄り添ってあげて、それでその支援というののもちょっと前のめりにやっていただきたいなという、自分としては思いがあります。別に共産党や武藤さんを応援とか、そういうどっちの位置に立つとかじゃなくて、やはりいろんな視点から、また長い時間をかけて思いを持っている、行政に提案しているというところをもうちょっと真剣に広くいろんな人の意見を聞いたり、もっとちゃんと真摯

にその声に向き合って、向き合っていたいただいていると思うんですが、考えていただきたいなという意見です。答弁は結構です。

○林 まず、請願2号についてです。同じような請願が前議会でも出されていたので、同じような議論をしたばかりで、柏市でもしも印西市のような事業をやったら、初年度600件、1,200万円で、それ以降の年は110件、220万円あたりで落ち着くのではないかなというふうな見込みで伺っています。今回高齢難聴者の相談窓口と言語聴覚士をとという具体的な請願が出ているんですけど、このような言語聴覚士を置く相談窓口をつくっているような自治体ってあるんですか。

○次長兼高齢者支援課長 先ほど武藤委員からも御紹介がありました足立区ですとか、都内の特別区などではそういう対応をされている自治体があると伺っております。以上です。

○林 それは、常設というか、それとも月に何回とか、そんな感じの。

○次長兼高齢者支援課長 自治体によるんですけども、例えば広く障害者センターみたいなところでそういう窓口を設けているところもあれば、巡回をして例えば例で言えば地域包括支援センターとかに巡回をして、聞こえの相談この日やりますよみたいな形で受けたりということをしているところもあると聞いております。以上です。

○林 あと、言語聴覚士は本市の職員の中にはいますか。

○次長兼高齢者支援課長 市の職員で言語聴覚士いらっしゃるんですけども、今ついていらっしゃる方というのは子供向けの、発達支援センターにいて子供の支援をするための言語聴覚士で、言語聴覚士も例えば医者が全ての科目を全部精通しているわけじゃないと同じように、言語聴覚士もどうやら分野があるようで、子供の分野に精通している聴覚士と、あと高齢者の聞こえの部分であったりとか、いろいろあるようで、柏市に今いらっしゃる言語聴覚士というのは子供の分野に精通された聴覚士というふうに聞いております。以上です。

○林 あと、前議会のときにビデオ通話で聞こえの相談を地域包括支援センターにつなぐような体制づくりを今年の夏あたりまでに何かやりたいみたいなことをおっしゃっていませんでしたか、その辺りをお聞きしたい。

○次長兼高齢者支援課長 ビデオ通話でというのは恐らく別なものではなかったかと思うんですけども、ビデオ通話でというのは想定はしておりませんで、一時的にタブレットのアプリケーションを使って聞こえのチェックするというものはちょっとトライをしてみたんですけども、アプリケーションの開発事業者のほうからストップがかかったというか、その事業者の想定していらっしゃるルールと私どもが想定したものが一致していなかったために中断をしたという状況がございます。以上です。

○林 それでは、請願3号のほうなんですけれども、有料老人ホームにサービスが受けられなくなった方の人数を調査してくださいというふうな請願が出ているんですけど、今有料老人ホームにいらっしゃる方の人数、サービスの対象になり得るよ

うな方の人数みたいのはすぐに分かるんじゃないかなと思ったんですけど、いかがですか。

○次長兼障害福祉課長 有料老人ホームに今入所されている方で福祉手当の対象になる方の人数は分かるのではないかという御質問でよろしいでしょうか。

○林 いいえ、今福祉手当の対象にならないんですよね、きっと。

○次長兼障害福祉課長 おっしゃるとおりです。

○林 だから、そういう人たちにもしてほしいということですね。

○次長兼障害福祉課長 それで、実はこの数についてはこちらで把握をしております、昨年度の数字でございますけれども、有料老人ホームに入所したために福祉手当の対象外になった方の数というのが31名です。それから、タクシーの対象外となった方の人数は26名です。これは、毎年障害の状況ですとか障害等級とか、あと今どちらに住まいになっているかというようなものを現況届という形で提出していただいております。その数ですとか、あと御家族から有料老人ホームに入所しましたということで御報告をいただくこともありますので、それらの方の数というのは把握しております、今申したとおりでございます。以上です。

○林 これは、それまで在宅にいて、有料老人ホームに移ったから対象外になった方ですよね。もしも有料老人ホームにいる方も対象だよとなったら、もっと増える可能性がありますか。

○次長兼障害福祉課長 おっしゃるとおり、今現在有料老人ホームに入っている方は対象外となっておりますので、もし対象になれば人数は増えることとなります。よろしいでしょうか。以上です。

○林 その人数は、多分まだ調査していない、分からないという状態ですよね。

○次長兼障害福祉課長 そちらの人数につきましては、例えば住民票を置いたまま有料老人ホームに入られたり、あと障害手帳をお持ちになっている方で有料老人ホームに今入っている方というのは今申し上げたような理由ではっきりつかむことはちょっと難しいと思っております。以上です。

○林 分かりました。請願の提出者が求めるようなことがどれぐらいの方にとって需要があるのかとか、そういうのは私たちも大変関心があるので、分かる範囲で調べていただけたらと思ったんですけど、なかなか把握するのが難しいということだと理解しました。ありがとうございます。以上です。

○武藤 今お話ありましたけども、有料老人ホームに移った方で在宅から有料老人ホームに移って福祉手当が支給されなくなった方が昨年31名で、タクシー券が26名ということでよろしいのでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 おっしゃるとおりです。

○武藤 今まで把握してください、調査してくださいってお願いをされていて、数がなかなか出てこなかったのに、調査されていたというのに今ちょっとびっくりしているんですけども、これは今回の請願の内容でもう調査していますということであれば、これはどうなんですかね、いいということなんですかね。

○後藤 すみません、じゃまず2号ですけど、少々伺います。聴力の障害認定というのがあると思うんですが、現在の制度設計どういうふうになっているのか、お示してください。加齢性を問わず、全世代のですよ。

○次長兼障害福祉課長 今現在聴力の障害者手帳の対象になる方の聴力は、70デシベル未満の方ということになっております。以上です。

○後藤 70デシベルまで聞こえるということですか。70デシベルというのはどのぐらいのレベルなんでしょう、ごめんなさい、ちょっと不勉強で。

○障害福祉課副参事 今70デシベルというところをございましたけれども、70デシベルのところだと身体障害者手帳、聴覚障害のある方という方で6級という形になります。それから、80デシベルですと同じく身体障害者手帳で4級、それから90デシベルから100デシベル、こちらのほうは聴覚障害の身体障害者手帳で2級もしくは3級ということで重度の難聴ということとなっております。以上でございます。

○後藤 そうすると、すみません、70デシベルの聴力と認定された方は障害等級が6級と認定されるわけですよ。70デシベルというのはどの程度ですか、音の聞こえるレベルとして。

○障害福祉課副参事 今の委員からの御質問なんですけれども、大体すごくうるさいというようなところが聞こえるというか、例えば騒音であったりとか、すみません、うまく言い表せなくて申し訳ないんですけども、そのようなレベル、大声とかで近くで叫んだりとかというようなところのレベルでございます。

○後藤 聴力の障害認定で加齢性、高齢者の難聴もどのぐらいカバーできるんだろう、ある程度カバーできるんじゃないかなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 高齢者の方であっても手帳に該当すれば当然補聴器の対象になりますので、ある程度の方につきましては、重度の聞こえが悪い方についてはカバーができると考えております。以上です。

○後藤 その場合の、すみません、70デシベルを基準に考えますけど、どのぐらいの補聴器を買ったときに補助率があるんですか、助成率があるんですか。

○障害福祉課副参事 今こちらのほうは、補聴器は補装具というような形になります。こちらのほうは収入状況に応じてという形になるんですけども、原則として補聴器を購入した場合、身体障害者福祉法のところで申し上げますと原則1割負担という形になっております。ただしなんですけれども、こちらのほうは国が定める補聴器という形になっておりますので、国が定める補聴器を購入するということが条件になっております。それから、当然補聴器を必要とするという、そういった判定というものも必要になります。そういった場合であれば、収入に応じてではございますけれども、無料から、それから利用料の1割負担という形になっておるところでございます。以上です。

○後藤 お話聞いていると、限定はされるけども、所得に応じて補助されるという理解でいいですね。そしたら、この障害の仕組みの中で随分そういう困った人たち

が救われるような仕組みにはなっているとお考えですか、執行部としては。

○次長兼障害福祉課長 国のほうで定めている基準に従って市としても対応、補助をさせていただいておりますが、基準に関しましては国のほうの審議会などで決めておるといふところですので、適切な基準ではないかと考えております。以上です。

○後藤 私もいろいろ調べましたけど、国が認知症予防の効果、補聴器をつけることによってどうなのかということ、きちっとした答えが出ていないというのは本会議の答弁でもありましたし、長寿医療研究センターでは有効だとか、いろいろ議論が分かれていますよね、今。だから、すみません、お困りの方を少しでもと思うんですけども、私たちとしてはもう少し情報を収集した上で判断したいので、継続審査を求めます。

○委員長 継続審査という意見がありました。

○北村 継続が全て悪いとは言わないですけども、継続というのを提案して、それが通ってきた中で、情報収集がちょっと足りないという話あるんだから、じゃどこまで何を情報収集して、どうだというのをちゃんと結論というのを出す時期だったり、出すということが私は政治家としては必要だと思います。（「それは質問ですか、意見ですか」と呼ぶ者あり）副委員長には質問できないんですね。ありがとうございます。すみません、委員長、副委員長。今の私の話の中で、じゃ質問の視点変えます。どういう状況になればこの補聴器の助成という可能性が出てくるのか。エビデンスがない限りやらないというのは、一つの話かもしれないです。（私語る者あり）もう一度申し上げますと、どうすれば踏み出す可能性があるのか。エビデンスがある、ないというのはもちろん大事なことだと思います。税金を扱っているわけだし、ただ世の中の全てのものに明確なエビデンスがあるかどうかといたら、何か物事を進めていく中で進んでいく中ではやっぱり全てがそうじゃないと思う。ただ、実際補聴器は使うと聞こえやすいというのは私は事実だと思うんですね。それが認知症対策になるかというのは、確かになくても違う視点からもうちょっと考えることもできるんじゃないかと。エビデンス以外どこの部分がどうだと、例えば価格が安くなったら、補聴器が全体として今15万円ぐらいのものが5万円とか3万円とか手に入れやすくなったときには補聴器の助成というのが話として視野に入ってくるのかとか、副委員長は情報収集が足りないと言ったけど、どういう情報収集、もしくはエビデンスがないから無理とそこでばっと切るのだったら、ここで結論出したほうがいいんじゃないですか、それ。

○健康医療部理事 一般質問の答弁でもお答えしているんですが、市単の助成制度というのはなかなか厳しい状況があるので、1つ目としては公費、国費などで対応を見るという制度が整えば、それは我々としても検討の準備をしたいなというふうに思っております。まずは費用です。

○北村 よく分かりました。がん患者のアピアランスケアとかいう補助もそうだったんです。県が事業を始めることになって、柏市も乗った。そうだったら、もちろん

ん国しか法律つukれないから、分かりますよ、国の制度としてやってほしい問題いっぱいあります。さっきの国保の問題だっていろいろありますが、時には我々基礎自治体から県、国に今みたいに具体的に補聴器の話を、もっと言うところの話は住民から、当事者から来ているわけなんだから、当事者、住民、そして基礎自治体、県、国というふうに動かしていこうというような私は気概があってもいいと思うし、要は困っている人がいるという中で何ができるかというところなんですけど、それがやっぱり費用の問題だということはよく分かりましたが、どうでしょう、最後の質問で、県や国、団体、いろんなところを市からもちょっと動かしていく、そして民間のいろんな技術とかも出てくるかもしれない。私は、多分5年、10年、20年たてば補聴器というのは今よりは進んでいると思う。でも、それを進めるのは民間なのか、それこそ市民団体なのか、我々公務員なのか分かりませんが、やっぱりまず隗より始めよ、先頭に立って社会を動かしていく第一歩を出すことは私は意義があると思います。一言。

○健康医療部理事 お話の内容、それからこれまで何度も請願が出ているということで、お困りになっていらっしゃる方たちがいらっしゃるこの事実は我々も受け止めております。一方でほかの事案もお困り事たくさんあると思いますし、そういった中で様々なお困り事に対してどうしても優先順位をつけて、限られた費用の配分を検討していかなきゃいけないというような税金を預かる者としての役割もありますので、その辺りも含めて、一番は国費、公費で制度を整えば検討を始めたいというふうにお答えしています。以上です。

○北村 もう答弁は要りませんが、その優先順位をやっぱり体だったり、命だったり、今回は命とかじゃないですけども、聞こえというのはやっぱり体の問題から生じているものだと思うんですよ。いろんな事業ありますよ、草刈りの話も出たし、芝生化の話だって出た。ただ、私北村としての思いですけども、体だったり、命だったり、いろんな生理的な現象、そういうところの部分は優先順位はまず第一、高いところに私は置いてほしいなと思います。意見なので、答弁は結構です。

○後藤 すみません、さっき継続の審議を申し上げました、1については。2と3について言及していなかったんで、ちょっとお伺いします。特定健診項目というのは、メタボ抑制の健診が健診の主たる目的ですよ。一応お答えください。

○健康増進課長 今おっしゃっていただかれたとおり、法律に基づいて生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を行うことを目的とした健康診査になっております。以上になります。

○後藤 特定健診はメタボ抑制のための健診であるということから、ここに聴力検査を入れるということではなく、また違う仕組みの中で考えてほしいですね、これは。それから、3番目の相談窓口については、先ほど決算の区分で申し上げたとおり、地域包括支援センターうまく使ってくださいよ、これ。言語聴覚士をそれこそ何曜日はどこどこ、何曜日はどこどこというようにぐるぐる13か所回ってもらおうとか、そういうことでとにかく、何度もしつこいんですけども、地域包括支援センターとい

うのは高齢者の本当によろず相談所だと思っているんです。ですから、そういうところに高齢者の様々な難聴も含めた相談の機能を持っていくということは分かりやすいと思います。わかりづらいですよ、あっちこっち、あっちこっちあるのは。そのようにしていただければなと思います。以上です。

○委員長 ほかにありますでしょうか。——なければ質疑並びに意見を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、請願2号の主旨1についてですが、本件については継続審査を求める意見がありましたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

本件を継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手同数でありますので、委員長裁決により本件を継続審査とすべきものと決めます。

○委員長 次に、請願2号の主旨2について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手同数であります。

よって、本件は委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願2号の主旨3について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手同数であります。

よって、本件は委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願3号の主旨1について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

この際、お諮りいたします。採択した請願については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することの取扱いは委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでございました。

○委員長 ここで、決算議案の取扱いについては、皆様御存じのことと存じますが、

26日の議会運営委員会で決定しましたとおり所管の常任委員会において意見、要望を取りまとめることとなりました。

つきましては、健康福祉委員会を10月4日水曜日の午前10時に開くこととし、決算議案の取りまとめを行います。所管する決算議案における各会派の意見、要望を10月2日月曜日正午までに事務局まで御提出いただきますようお願いいたします。

○委員長 以上で本日の健康福祉委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 4時46分閉会